

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則

【平成 17 年 4 月 1 日規則第 2 号】

改正	平成 18 年 3 月 28 日規則第 1 号	平成 18 年 8 月 3 日規則第 3 号
	平成 19 年 3 月 28 日規則第 1 号	平成 19 年 9 月 28 日規則第 3 号
	平成 19 年 12 月 25 日規則第 4 号	平成 20 年 7 月 1 日規則第 1 号
	平成 20 年 10 月 17 日規則第 3 号	平成 21 年 1 月 5 日規則第 1 号
	平成 21 年 7 月 6 日規則第 2 号	平成 21 年 11 月 9 日規則第 3 号
	平成 23 年 4 月 1 日規則第 2 号	平成 23 年 8 月 31 日規則第 5 号
	平成 24 年 3 月 31 日規則第 1 号	平成 25 年 2 月 26 日規則第 2 号
	平成 25 年 7 月 1 日規則第 3 号	平成 25 年 10 月 1 日規則第 4 号
	平成 26 年 3 月 26 日規則第 1 号	平成 26 年 10 月 27 日規則第 2 号
	平成 27 年 3 月 27 日規則第 1 号	平成 27 年 6 月 26 日規則第 3 号
	平成 27 年 11 月 27 日規則第 4 号	平成 28 年 3 月 29 日規則第 2 号
	平成 28 年 12 月 28 日規則第 6 号	平成 29 年 3 月 29 日規則第 1 号
	平成 30 年 3 月 27 日規則第 1 号	平成 30 年 10 月 24 日規則第 3 号
	令和 元年 6 月 3 日規則第 1 号	令和 元年 10 月 23 日規則第 2 号
	令和 2 年 3 月 30 日規則第 1 号	令和 2 年 10 月 23 日規則第 3 号
	令和 4 年 2 月 22 日規則第 1 号	令和 4 年 3 月 30 日規則第 8 号
	令和 4 年 10 月 24 日規則第 10 号	令和 5 年 2 月 10 日規則第 1 号
	令和 5 年 3 月 30 日規則第 2 号	令和 7 年 3 月 28 日規則第 1 号
	令和 8 年 3 月 30 日規則第 1 号	

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例(平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 1 号。以下「条例」という。)第 177 条の規定により条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則の各章において「職員」、「非常勤の職員等」、「組合員」、及び「非常勤消防団員等」とは、次のものとする。

- 2 「職員」とは、条例第 2 条第 2 項に規定する職員をいう。
- 3 「非常勤の職員等」とは、条例第 2 条第 3 項に規定する職員をいう。
- 4 「組合員」とは、条例第 2 条第 4 項に規定する職員をいう。
- 5 「非常勤消防団員等」とは、条例第 2 条第 5 項に規定する者をいう。

(職員の異動の報告)

第 3 条 組合市町村の長は職員が次の各号の一に該当するときは、すみやかにその旨を管理者に報告しなければならない。

- (1) 就職したとき(様式第 1 号)
- (2) 退職、失職、解職、死亡したとき(様式第 2 号)
- (3) 給料額に異動のあったとき(様式第 3 号)
- (4) 住所、氏名及び所属組合市町村に変更又は異動のあったとき(様式第 4 号)
- (5) 休職、停職、復職したとき(様式第 5 号)

(組合員の脱退報告)

第 4 条 組合市町村の長は、条例第 2 条第 4 項第 1 号に規定する一般組合員等が、組合員の資格を失ったときは、共済組合脱退報告書(様式第 6 号)を管理者に提出しなければならない。

(現員現給額報告)

第5条 組合市町村は、毎年度4月1日及び1月1日に現員現給額報告書（様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

第2章 退職手当の支給

（退職手当の請求）

第6条 退職手当の支給を受けようとする者（以下「退職手当請求者」という。）は、退職報告書兼退職手当請求書（様式第2号）に次の書類を添付して退職当時在職した組合市町村の長を経て、管理者に提出しなければならない。

- (1) 職員在職中の履歴書（様式第9号）
- (2) 退職所得の受給に関する申告書
- (3) 退職手当請求者が遺族のときは戸籍謄本、総代者選任届書（様式第10号）
- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した場合は公務災害の認定書の写し
- (5) 通勤による傷病により退職した場合は通勤災害の認定書の写し
- (6) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する傷病により退職した場合は、当該傷病が同項の規定に該当することを証明する書類

（管理者の裁定）

第7条 管理者は、組合市町村の長から前条の書類の送付を受けたときは、これを審査し、退職手当を支給すべきであると認めたときは、当該組合市町村の長及び当該退職手当請求者に退職手当裁定書を交付するものとする。

2 管理者は、前項の規定による審査の結果、退職手当を支給すべきでないと認めたときは、その旨を当該組合市町村の長を経て当該退職手当請求者に通知しなければならない。

（休職月等及び育児短時間勤務月等）

第7条の2 条例第10条の4第1項に規定する規則で定める休職月等及び育児短時間勤務月等は、次の各号に掲げる休職月等及び育児短時間勤務月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等及び育児短時間勤務月等とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する事由若しくはこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間、同法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（第7条の6に規定する要件に該当するものを除く。）により現実に職務をとることを要しない期間又は同法第26条の6に規定する配偶者同行休業により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する育児休業により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）のあった休職月等又は同法第10条第1項及び第17条に規定する育児短時間勤務により勤務した期間のあった育児短時間勤務月等 退職した者が属していた条例第10条の4第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等及び育児短時間勤務月等がある休職月等及び育児短時間勤務月等にあつて

は職員の区分が同一の休職月等及び育児短時間勤務月等ごとにそれぞれの最初の休職月等及び育児短時間勤務月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等及び育児短時間勤務月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等及び育児短時間勤務月等がない休職月等及び育児短時間勤務月等にあつては当該休職月等及び育児短時間勤務月等

(3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。）及び前号に規定する事由以外の事由により勤務した期間のあつた育児短時間勤務月等 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等及び育児短時間勤務月等がある休職月等及び育児短時間勤務月等にあつては職員の区分が同一の休職月等及び育児短時間勤務月等ごとにそれぞれその最初の休職月等及び育児短時間勤務月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等及び育児短時間勤務月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等及び育児短時間勤務月等がない休職月等及び育児短時間勤務月等にあつては当該休職月等及び育児短時間勤務月等

（基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い）

第7条の3 退職した者の基礎在職期間に条例第6条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における条例第10条の4第1項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

(1) 職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

(2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

（職員の区分）

第7条の4 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める次の各号の表の俸給表名若しくは給料表名の項に定めるその者が適用を受けていた俸給表若しくは給料表の種別ごとにその者が属していた当該各月における職務の級の区分に対応するこれらの表の職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の2以上の職務の級の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の職員の区分の項に掲げる職員の区分に属していた

ものとする。

(1) 平成 18 年 4 月 1 日以降の基礎在職期間における職員の区分についての表

職員の区分	第 1 号 区 分	第 2 号 区 分	第 3 号 区 分	第 4 号 区 分	第 5 号 区 分	第 6 号 区 分	第 7 号 区 分	第 8 号 区 分	第 9 号 区 分
	70,400 円	65,000 円	59,550 円	54,150 円	43,350 円	32,500 円	27,100 円	21,700 円	0 円
行政職俸給表(一)に相当する職務の職員		9 級相当	8 級相当	7 級相当	6 級相当	5 級相当	4 級相当	3 級相当	その他
行政職俸給表(二)に相当する職務の職員						5 級(総括的業務を行う者)相当	5 級(左記以外の者)相当	4 級・3 級(在級期間が 120 月を超える者)相当	その他
医療職俸給表(一)に相当する職務の職員			5 級相当	4 級相当	3 級相当	2 級(管理職手当の支給率 10%以上の者)相当	2 級(左記以外の者)相当		その他
医療職俸給表(二)に相当する職務の職員				8 級相当	7 級・6 級相当	5 級(管理職手当の支給率 12%以上の者)相当	5 級(左記以外の者)相当	4 級・3 級相当	その他
医療職俸給表(三)に相当する職務の職員				7 級相当	6 級相当	5 級相当	4 級相当	3 級・2 級(在級期間が 360 月を超える者)相当	その他
教育職給料表(一)(大学に勤務する教授, 助教授, 講師等)に相当する職務の職員		学長職		4 級相当		3 級相当	2 級相当		その他
教育職給料表(二)(高等学校に勤務する校長, 教頭, 教諭, 養護教諭, 助教諭等)に相当する職務の職員				4 級(管理職手当の支給率 15%以上の者)相当	4 級(左記以外の者)相当	3 級相当	2 級(期末手当等の役職段階別加算 10%の者)相当	2 級(左記以外の者)相当	その他
教育職給料表(三)(幼稚園に勤務する園長, 教諭, 養護教諭, 助教諭等)に相当する職務の職員				4 級(管理職手当の支給率 15%以上の者)相当	4 級(左記以外の者)相当	3 級相当	2 級(期末手当等の役職段階別加算 10%の者)相当	2 級(左記以外の者)相当	その他

(2) 平成 8 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

職員の区分	第 1 号 区 分	第 2 号 区 分	第 3 号 区 分	第 4 号 区 分	第 5 号 区 分	第 6 号 区 分	第 7 号 区 分	第 8 号 区 分	第 9 号 区 分
	70,400 円	65,000 円	59,550 円	54,150 円	43,350 円	32,500 円	27,100 円	21,700 円	0 円
行政職俸給表(一)に相当する職務の職員		11 級相当	10 級相当	9 級相当	8 級相当	7 級相当	6 級相当	5 級・4 級相当	その他
行政職俸給表(二)に相当する職務の職員						6 級(総括的業務を行う者)相当	6 級(左記以外の者)相当	5 級・4 級・3 級(在級期間が 120 月を超える者)相当	その他
医療職俸給表(一)に相当する職務の職員			4 級(期末手当等の役職段階別加算 20%の者)相当	4 級(左記以外の者)相当	3 級相当	2 級(管理職手当の支給率 10%以上の者)相当	2 級(左記以外の者)相当		その他

医療職俸給表 (二)に相当する 職務の職員				8 級相当	7 級・6 級相 当	5 級(管理職 手当の支給 率 12%以上 の者) 相当	5 級(左記以 外の者)相当	4・3 級相当	その他
医療職俸給表 (三)に相当する 職務の職員				7 級相当	6 級相当	5 級相当	4 級相当	3 級・2 級 (在級期間 が 360 月を 超える者) 相当	その他
教育職給料表 (一)(大学に勤務 する教授, 助教 授, 講師等)に相 当する職務の職 員		学長職		4 級相当		3 級相当	2 級相当		その他
教育職給料表 (二)(高等学校に 勤務する校長, 教頭, 教諭, 養 護教諭, 助教諭 等)に相当する 職務の職員				4 級(管理職 手当の支給 率 15%以上 の者) 相当	4 級(左記以 外の者)相当	3 級相当	2 級(期末手 当等の役職 段階別加算 10%の者)相 当	2 級(左記以 外の者)相当	その他
教育職給料表 (三)(幼稚園に勤 務する園長, 教 諭, 養護教諭, 助教諭等)に相 当する職務の職 員				4 級(管理職 手当の支給 率 15%以上 の者) 相当	4 級(左記以 外の者)相当	3 級相当	2 級(期末手 当等の役職 段階別加算 10%の者)相 当	2 級(左記以 外の者)相当	その他
公安職俸給表 (一)に相当する 職務の職員					8 級相当	7 級相当	6 級相当	5 級・4 級 相当	その他

(調整月額に順位を付す方法等)

第 7 条の 5 前条後段の規定により退職した者が同一の月において 2 以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

(一般職の職員の基本給月額に準ずる額)

第 7 条の 6 条例第 10 条の 5 第 2 項に規定する基本給月額に準ずる額は、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額又はこれらの給与に相当する給与の月額の合計額とする。

第 7 条の 7 条例第 11 条第 5 項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 地方公務員法第 26 条の 5 に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日までに、管理者の承認を受けたこと。
- (2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けていないこと。

(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(条例第 11 条第 6 項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。)が 5 年に達するまでの期間中に退職したものではないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 通勤(条例第 5 条第 2 項に規定する通勤(他の法令の規定により通勤とみなされるものを含む。)をいう。以下同じ。)による傷病若しくは死亡により退職した場合又は条例第 6 条第 1 項に規定する公務上の傷病若しくは死亡(他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病又は死亡を含む。)により退職した場合

イ 地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した場合(同法第 28 条の 3 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合

ウ 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合

エ 条例第 28 条第 1 項又は同条第 2 項の規定に該当して退職した場合

(請求書等の審査)

第 8 条 管理者は、審査上必要があると認めたときは、請求者に出頭を命じ、又は必要な書類の提出を命ずることができる。

(退職手当の送金)

第 9 条 退職手当は、退職手当請求者が指定する金融機関の個人口座へ送金する。

(支給の差止又は返還)

第 10 条 管理者は、退職手当請求者が次に掲げる各号の一に該当すると認めたときは、その退職手当の支給を差し止め又は既に支給した退職手当の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申告若しくは届出をしたとき

(2) 管理者の調査を拒み又は調査に必要な書類を提出しないとき

(懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関がない場合における懲戒免職等処分機関)

第 11 条 条例第 21 条第 2 号に規定する規則で定める機関は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める機関とする。

(1) 組合市町村の長 組合市町村の長

(2) 職員の退職の日において当該職員に対し条例第 21 条第 2 号に規定する懲戒免職等処分を行う権限を有する機関がないものであつて、前号に掲げる者以外のもの 当該職員の退職の日において当該職員の占めていた職(当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職)の任命権を有する機関

(退職手当支給制限処分等に関する管理者への報告)

第 12 条 条例第 22 条第 2 項の規定による報告及び条例第 24 条第 3 項の規定による報告は、退職手当支給制限処分に関する事項報告書(様式第 13 号)によってしなければならない。

2 条例第 23 条第 4 項の規定による報告は、退職手当支払差止処分に関する事項報告書(様式第

14号)によってしなければならない。

3 組合市町村の長は、支払差止処分を受けた者が条例第23条第6項各号又は同条第7項のいずれかに該当したときは、速やかに退職手当支払差止処分取消しに関する事項報告書(様式第15号)により、管理者に報告しなければならない。

4 条例第25条第4項の規定による報告は、退職手当返納処分に関する事項報告書(様式第16号)によってしなければならない。

5 条例第25条の3第7項の規定による報告は、退職手当相当額納付処分に関する事項報告書(様式第17号)によってしなければならない。

(退職手当支給制限処分等に関する組合市町村の長への通知)

第13条 管理者は、退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、退職手当支払差止処分を行うときは、条例第23条第4項の規定による報告をした組合市町村の長に対し、同条第11項において準用する条例第22条第3項の書面の写しを添え、通知するものとする。

2 管理者は、退職をした者(当該退職をした者が、一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、退職手当返納命令処分を行うときは、条例第25条第4項の規定による報告をした組合市町村の長に対し、同条第7項において準用する条例第22条第3項の書面の写しを添え、通知するものとする。

3 管理者は、退職手当の受給者の相続人に対し、退職手当相当額納付命令処分を行うときは、条例第25条の3第7項の規定による報告をした組合市町村の長に対し、同条第8項において準用する条例第22条第3項の書面の写しを添え、通知するものとする。

第14条 削除

第15条 削除

第16条 削除

(基本手当の日額)

第17条 条例第20条第1項に規定する基本手当の日額は、退職者の賃金日額を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第17条に規定する賃金日額とみなして同法第16条の規定を適用して計算した金額とする。

(賃金日額)

第18条 前条の規定による退職者の賃金日額は、退職者の退職した月前における最後の6月(月の末日で退職した場合には、その月及び前5月。以下「退職の月前6月」という。)に支払われた給与(臨時に支払われる給与及び3箇月を超える期間ごとに支払われる給与を除く。以下この条において同じ。)の総額を180で除して得た額とする。

2 給与が労働した日によって算定されている場合において、前項の規定による額が、退職の月前6月に支払われた給与の総額をその期間中に労働した日数で除して得た額の100分の70に

相当する額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、当該額をもって賃金日額とする。

3 前2項に規定する給与の総額は、職員に通貨で支払われたすべての給与によって計算する。

4 退職の月前6月において、給与の全部又は一部の支給を受けなかった場合には、その期間の給与の総額は、前項の規定にかかわらず次の各号に掲げる額とする。

(1) 退職の月前6月において給与の全部を支払われなかった場合においては、その6月において受けるべき給料、扶養手当の月額及びこれらに対する調整手当の月額の合計額

(2) 退職の月前6月のうち、いずれかの月において給与の全部を支払われなかった場合においては、その月において受けるべき給料、扶養手当の月額及びこれらに対する調整手当の月額と退職の月前6月に支払われた給与の額との合計額

(3) 退職の月前6月のうち、いずれかの月において給与の一部を支払われなかった期間がある場合においては、当該期間の属する月において受けるべき給料、扶養手当の月額及びこれらに対する調整手当の月額の合計額(その合計額が、その期間の属する月に支払われた給与の額に満たないときは、その支払われた額とする。)と退職の月前6月のうち当該期間の属する月以外の月に支払われた給与の額との合計額

5 第1項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、雇用保険法第17条第4項第1号に掲げる額に満たないときはその額を、同項第2号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。

(退職票の交付等)

第19条 組合市町村の長は、退職した者が条例第20条第1項又は第3項の規定による退職手当(以下「基本手当に相当する退職手当」という。)の支給を受ける資格を有している場合においては、岡山市町村職員退職票(以下「退職票」という。)(様式第20号)をその者に交付しなければならない。

2 退職票の交付を受けた者は、速やかに管轄職業安定所に出頭し、退職票1部を提出して求職の申込みをした上、他の1部にその旨証明をうけてこれを管理者に提出しなければならない。この場合において、その者が第24条第5項又は第24条の4第4項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けているときは、併せて提出しなければならない。

(在職票の交付)

第20条 勤続期間12月未満(条例第2条第2項に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者については、条例第3条第2項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至らない期間とする。以下同じ。)の者が退職する場合においては、岡山市町村職員在職票(以下「在職票」という。)(様式第21号)に所定の事項を記載してその者に交付しなければならない。

(受給資格証の交付等)

第21条 管理者は、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者(以下「受給資格者」という。)から退職票の提出を受けたときは、失業者の退職手当受給資格証(以下「受給

資格証」という。) (様式第 22 号) を作成し、その者に交付しなければならない。

- 2 管理者は、失業者の退職手当の支給のため支給原簿(様式第 23 号)を作成し、退職票の 1 部とともに保管しなければならない。
- 3 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名を変更した場合にあっては受給資格者氏名変更届(様式第22号の2)に、住所又は居所を変更した場合にあっては受給資格者住所変更届(様式第22号の2)に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、速やかに管理者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。
- 4 管理者は、受給資格者氏名変更届又は受給資格者住所変更届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改定をし、当該受給資格者に返付しなければならない。

(条例第 20 条第 1 項に規定する規則で定める者)

第 22 条 条例第 20 条第 1 項に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 条例第 6 条第 1 項第 2 号に規定する者
- (2) 早期退職募集による認定を受けて当該退職すべき期日に退職した者
- (3) 地方公務員法第 28 条第 1 項第 2 号の規定による免職又はこれに準ずる処分を受けた者
- (4) 公務上の傷病により退職した者
- (5) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者

(条例第 20 条第 1 項に規定する規則で定める理由)

第 23 条 条例第 20 条第 1 項に規定する規則で定める理由は、次のとおりとする。

- (1) 疾病又は負傷(条例第 20 条第 11 項第 3 号の規定により傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該給付に係る疾病又は負傷を除く。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者がやむを得ないと認めるもの

(受給期間の延長の申出)

第 24 条 条例第 20 条第 1 項の申出は、受給期間延長等申請書(様式第 24 号)に医師の証明書その他の第 23 条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証(受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。)を添えて管理者に提出することによって行うものとする。ただし、受給資格証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

- 2 前項の申出は、当該申出に係る者が条例第 20 条第 1 項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して 4 年を経過する日までの間(同項の規定により加算された期間が 4 年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合における第 1 項の申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して 7 日以内にしなければならない。

- 4 第2項ただし書の場合における第1項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかったことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。
- 5 管理者は、第1項の申出をした者が条例第20条第1項に規定する理由に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書（様式第25号）を交付しなければならない。この場合（第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。）において、管理者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
- 6 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を管理者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、管理者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
 - (1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書
 - (2) 条例第20条第1項に規定する理由がやんだ場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証
- 7 第1項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて管理者に提出しなければならない。
- 8 前項の規定は、第6項の場合及び第2項ただし書の場合における第1項の申出に、第1項ただし書の規定は、第6項の場合について準用する。
(条例第20条第4項の規則で定める事業)

第24条の2 条例第20条第4項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、30日を経過する日が、条例第20条第1項に規定する雇用保険法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの
- (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第32条第1項に規定する再就職手当の支給を受けたもの
- (3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと管理者が認めたもの

(条例第20条第4項の規則で定める職員)

第24条の3 条例第20条第4項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 条例第20条第1項に規定する退職の日以前に同条第4項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員
- (2) その他事業を開始した職員に準ずるものとして管理者が認めた職員

(支給の期間の特例の申出)

第24条の4 条例第20条第4項に規定する雇用保険法第20条の2に規定する場合に相当するものとして規則で定める場合は、条例第20条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員が管理者にその旨を申し出た場合とする。

2 前項の申出は、受給期間延長等申請書(様式第24号)に登記事項証明書その他条例第20条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証(受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。)を添えて管理者に提出することによって行うものとする。

3 前2項の申出(以下この条において「特例申出」という。)は、当該特例申出に係る者が条例第20条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、2箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 管理者は、特例申出をした者が条例第20条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長等通知書(様式第25号)を交付しなければならない。この場合(第6項の規定により準用する第24条第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。)において、管理者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

5 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を管理者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、管理者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

(1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

(2) 条例第20条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

6 第24条第7項の規定は、特例申出及び前項の場合並びに第3項ただし書の場合における特例申出に、第24条第1項ただし書の規定は、第2項及び前項の場合に、第24条第3項及び第4項の規定は、第3項ただし書の場合における特例申出について準用する。

(条例第20条第4項の支給期間の特例)

第24条の5 条例第20条第4項の規則で定める支給期間についての特例は、同項に規定する事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から同条第1項により算定される支給期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)を同項の規定による支給期間に算入しないものとする。

(基本手当に相当する退職手当の支給調整)

第 25 条 基本手当に相当する退職手当で条例第 20 条第 1 項の規定によるものは、当該受給資格者が第 19 条の規定による求職の申込みをした日から起算して雇用保険法第 33 条に規定する期間及び待期日数（条例第 20 条第 1 項に規定する待期日数をいう。以下同じ。）に等しい失業の日数を経過した後支給する。

2 受給資格者が待期日数の期間内に職業に就き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合においては、その離職の日の翌日から起算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

(1) 雇用保険法の規定による基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金

(2) 基本手当に相当する退職手当

(3) 条例第 20 条第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当（以下「高年齢求職者給付金に相当する退職手当」という。）

(4) 条例第 20 条第 7 項又は第 8 項の規定による退職手当（以下「特例一時金に相当する退職手当」という。）

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第 20 条第 1 項又は第 2 項に規定する期間内に受給資格者となった場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第 20 条第 1 項の規定による退職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

4 受給資格者が、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる日数（条例第 20 条第 1 項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）の経過しないうちに職業に就き、雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を取得した場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第 20 条第 1 項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数の残日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

（基本手当に相当する退職手当の支給）

第 26 条 基本手当に相当する退職手当は、受給資格者が指定する金融機関を経て、当該基本手当に相当する退職手当受給資格者に支給する。

（基本手当に相当する退職手当の支給日）

第 27 条 基本手当に相当する退職手当は、毎月、次条第 1 項の失業の証明書及び次条第 3 項の失業認定申告書に受給資格証を添えて郵送等により組合に到達した日から一週間以内に前月の 16 日からその月の 15 日（15 日が休日にあたるときはその前日）又は管理者が指定する日までの間における失業の証明を受けた日の分を支給する。

（基本手当に相当する退職手当の支給手続）

第 28 条 条例第 20 条第 1 項の規定による退職手当に係る受給資格者は、待期日数の経過後速やかに管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、失業の証明書（様式第 26 号）に受給

資格証を添えて提出した上、待期日数の間における失業の証明を受けるものとする。

- 2 受給資格者が基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第 20 条第 1 項の規定による退職手当に係る場合にあつては、前項に規定する失業の証明を受けた後、同条第 3 項の規定による退職手当に係る場合にあつては、第 19 条に規定する求職の申込みをした後に管轄職業安定所の長が指定する失業の証明を受けるべき日ごとに管轄職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、前項に規定する失業の証明書に受給資格証を添えて提出した上、失業の証明を受けなければならない。
- 3 受給資格者は、前項の規定による失業の証明書及び失業認定申告書（様式第 27 号）に受給資格者証を添えて管理者に提出しなければならない。

（公共職業訓練等を受講する場合における届出）

第 29 条 受給資格者は、管轄職業安定所の長の指示により雇用保険法第 15 条第 3 項に規定する公共職業訓練等を受けることとなったときは、速やかに公共職業訓練等受講届（以下「受講届」という。）（様式第 28 号）及び公共職業訓練等通所届（以下「通所届」という。）（様式第 29 号）に受給資格証を添えて管理者に提出するものとする。第 24 条第 1 項ただし書の規定は、この場合について準用する。

- 2 管理者は、前項の規定による受講届及び通所届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資格者に返付しなければならない。
- 3 受給資格者は、受講届及び通所届の記載事項に変更があつたときは、速やかにその旨を記載した届書に受給資格証を添えて管理者に提出しなければならない。第 24 条第 1 項ただし書の規定は、この場合について準用する。
- 4 管理者は、前項の規定による届書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改定をし、当該受給資格者に返付しなければならない。

（技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続）

第 30 条 受給資格者は、条例第 20 条第 10 項第 1 号又は同条第 11 項第 1 号若しくは第 2 号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、公共職業訓練等受講証明書（様式第 30 号）に受給資格証を添えて管理者に提出しなければならない。第 24 条第 1 項ただし書の規定は、この場合について準用する。

- 2 管理者は、前項の規定による証明書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資格者に返付しなければならない。

（条例第 20 条第 10 項第 2 号に規定する規則で定める者）

第 30 条の 2 条例第 20 条第 10 項第 2 号アに規定する規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

- (1) 雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した条例第 2 条第 2 項に規定する職員（条例第 3 条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる者に

該当するもの

(2) 雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第 4 条第 1 項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務又は事業を雇用保険法第 5 条第 1 項に規定する適用事業とみなしたならば同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に該当するもの

(3) 雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第 4 条第 1 項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務又は事業を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業とみなしたならば同法第 24 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる者に該当するもの

2 条例第 20 条第 10 項第 2 号イに規定する規則で定める者は、前項第 2 号に定める者とする。
(傷病手当に相当する退職手当の支給手続)

第 31 条 受給資格者は、条例第 20 条第 11 項第 3 号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、傷病手当に相当する退職手当支給申請書（様式第 31 号）に受給資格証を添えて管理者に提出しなければならない。第 24 条第 1 項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 管理者は、前項の規定による支給申請書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資格者に返付しなければならない。

(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)

第 32 条 受給資格者又は条例第 20 条第 15 項に規定する者は、同条第 11 項第 4 号から第 6 号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第 4 号の規定による退職手当のうち雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 83 条の 4 に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第 33 号）に、同号に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第 33 号の 2）に、同項第 2 号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第 34 号）に、条例第 20 条第 11 項第 5 号の規定による退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第 35 号）に、同項第 6 号の規定による退職手当のうち雇用保険法第 59 条第 1 項第 1 号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（様式第 36 号）に、同項第 2 号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（様式第 36 号の 2）に、同項第 3 号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（様

式第 36 号の 3) にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて管理者に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

- 2 管理者は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に必要な事項を記載してその者に返付しなければならない。

(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等)

第 33 条 第 19 条、第 21 条、第 25 条（第 4 項を除く。）から第 28 条まで及び第 35 条から第 37 条までの規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定（第 25 条第 2 項各号の部分を除く。）中「条例第 20 条第 1 項又は第 3 項」とあるのは「条例第 20 条第 5 項又は第 6 項」と、「基本手当に相当する退職手当」とあるのは「高年齢求職者給付金に相当する退職手当」と、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「条例第 20 条第 1 項の」とあるのは「条例第 20 条第 5 項の」と、「失業者の退職手当受給資格証（様式第 22 号）」とあるのは「失業者の退職手当高年齢受給資格証（様式第 37 号）」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と、「同条第 3 項」とあるのは「同条第 6 項」と、「条例第 20 条第 1 項に規定する期間内に」とあるのは「当該退職票、高年齢受給資格証又は退職票に係る退職の日の翌日から起算して 6 箇月を経過する日までに、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。

(特例一時金に相当する退職手当の支給手続等)

第 34 条 第 19 条、第 21 条、第 25 条（第 4 項を除く。）から第 28 条まで及び第 35 条から第 37 条までの規定は、特例一時金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定（第 25 条第 2 項各号の部分を除く。）中「条例第 20 条第 1 項又は第 3 項」とあるのは「条例第 20 条第 7 項又は第 8 項」と、「基本手当に相当する退職手当」とあるのは「特例一時金に相当する退職手当」と、「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「条例第 20 条第 1 項の」とあるのは「条例第 20 条第 7 項の」と、「失業者の退職手当受給資格証（様式第 22 号）」とあるのは「失業者の退職手当特例受給資格証（様式第 38 号）」と、「受給資格証」とあるのは「特例受給資格証」と、「同条第 3 項」とあるのは「同条第 8 項」と、「条例第 20 条第 1 項に規定する期間内に」とあるのは「当該退職票、特例受給資格証又は退職票に係る退職の日の翌日から起算して 6 箇月を経過する日までに、特例一時金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。

(退職票等の提出)

第 35 条 退職票又は退職票の交付を受けた者が条例第 20 条第 1 項に規定する期間内（退職票の交付を受けた者にあつては、当該退職票に係る退職の日の翌日から起算して 1 年の期間内）に再び条例第 2 条第 2 項に掲げる者となった場合においては、当該退職票又は退職票（以下「退職票等」という。）を新たに所属することとなった組合市町村の長に提出しなければならない。

- 2 組合市町村の長は、前項の規定により退職票等を提出した者が、勤続期間 12 月未満で退職す

るときは、当該退職票等をその者に返付しなければならない。

(退職票等の再交付)

第 36 条 受給資格者又は勤続期間 12 月未満で退職した者は、退職票等を滅失又は損傷したときは、その旨をもとの組合市町村の長に申し出て退職票等の再交付を受けねばならない。

2 もとの組合市町村の長は、前項の規定による再交付をするときは、その退職票等に再交付の旨及びその年月日を記載しなければならない。

3 退職票等の再交付があった場合には、従前の退職票等は無効とする。

(受給資格証の再交付)

第 37 条 前条の規定は、受給資格証の再交付について準用する。この場合において、同条中「退職票等」とあるのは「受給資格証」と「もとの組合市町村の長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

第 3 章 非常勤の職員等の公務災害補償

(災害の報告)

第 38 条 条例第 31 条の組合が定める様式は、様式第 39 号とする。

(認定及び通知)

第 39 条 管理者は、非常勤の職員等に対する災害（負傷、障害及び死亡並びに別表第 1 に掲げる疾病をいう。以下同じ。）が、公務により生じたものであると認定したときは様式第 40 号、通勤により生じたものであると認定したときは様式第 40 号の 2 により、公務上の災害又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）を受けるべき者に通知をしなければならない。

(補償の請求及び福祉事業の申請方法)

第 40 条 補償（現に受けている補償の額の変更を含む。以下この条及び次条において同じ。）及び福祉事業を受けようとする者は、受けようとする補償及び福祉事業の種類に応じ、様式第 41 号から様式第 41 号の 32 までにより請求及び福祉事業の申請をその属する組合市町村（非常勤の職員等が死亡し、又は離職した場合においては、その死亡又は離職の直前に属した組合市町村）の長を経由して管理者に行わなければならない。

(補償及び福祉事業の支給方法)

第 41 条 管理者は、補償の請求及び福祉事業の申請を受理した場合には、これを審査し、補償及び福祉事業に関する決定を行い、速やかに書面での決定に関する通知を当該組合市町村の長を経由してするとともに、補償及び福祉事業を行わなければならない。

(所在不明による支給停止の申請等)

第 42 条 条例第 56 条において例によることとされる地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 35 条第 1 項又は第 2 項の規定により遺族補償年金の支給の停止又は支給の停止の解除を申請する者は、様式第 42 号又は様式第 43 号の様式による申請書（遺族補償年金の支給停止の解除を申請する場合にあっては、これらの申請書及び年金証書）を当該組合市町村の長を経由して管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請に基づき遺族補償年金の支給を停止し又は支給の停止を解除したときは、当該申請を行った者に速やかに書面で当該組合市町村の長を経由してその旨を通知しなければならない。

(年金証書)

第 43 条 管理者は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の支給に関する通知をするときは、当該補償を受けるべき者に対し、あわせて様式第 44 号による年金証書を交付しなければならない。

2 管理者は、すでに交付した年金証書の記載事項を変更する必要がある場合は、当該証書と引換に新たな証書を当該組合市町村の長を経由して交付しなければならない。

3 管理者は、必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

第 44 条 年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、再交付の請求書に亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した証書を添えて、証書の再交付を管理者に請求することができる。

2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、速やかにこれを管理者に返納しなければならない。

第 45 条 年金証書の交付を受けた者又はその遺族は、当該証書に係る年金たる補償を受ける権利が消滅した場合には、遅滞なく、当該年金証書を当該組合市町村の長を経由して管理者に返納しなければならない。

(定期報告)

第 46 条 年金たる補償を受ける者は、毎年 1 回 2 月 1 日から同月末日までの間に、様式第 45 号、様式第 46 号及び様式第 47 号の様式により、その障害の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状に関する報告書を当該組合市町村の長を経由して管理者に提出しなければならない。ただし、管理者があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りではない。

(届出)

第 47 条 年金たる補償を受ける者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を当該組合市町村の長を経由して管理者に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更した場合

(2) 傷病補償年金を受ける者にあつては次に掲げる場合

ア その負傷又は疾病が治った場合

イ その障害の程度に変更があった場合

(3) 障害補償年金を受ける者にあつては、その障害の程度に変更があった場合

(4) 遺族補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合

ア 条例第 48 条第 1 項（同項第 1 号を除く。）の規定により、その者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合

イ その者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の数に増減を生じた場合

ウ 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が55歳に達したとき（条例第48条第1項第4号に規定する障害の状態にあるときを除く。）又は条例第48条第1項第4号に規定する障害の状態になり若しくはその事情がなくなったとき（55歳以上であるときを除く。）。

2 補償を受ける権利を有するものが死亡した場合には、その者の遺族は、遅滞なく、その旨を当該組合市町村の長を経由して管理者に届け出なければならない。

3 前2項の届出をする場合には、その事実を証明することができる書類その他の資料を同時に提出しなければならない。

（審査会の召集等）

第48条 条例第86条第1項の審査会（以下「審査会」という。）は、会長が召集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有する。

4 前項の場合において、可否同数のときは、会長が決する。

5 会長は、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席議員の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、審査会が定める。

第49条 補償の実施について不服がある者が条例第86条第1項の規定により審査を申し立てようとするときは、これを書面でしなければならない。

2 前項の書面（以下「審査会申立書」という。）には、次に掲げる事項を記載して、正副2通を、書類、記録その他の資料を添えて当該組合市町村の長を経由して審査会に提出しなければならない。

(1) 災害を受けた者の氏名、住所及び生年月日並びに災害発生当時の職並びに所属部局

(2) 申立人が災害を受けた非常勤の職員等以外の者であるときは、その氏名、住所及び生年月日並びにその非常勤の職員等との続柄又は関係

(3) 補償に関する当局の措置

(4) 申立ての趣旨

(5) 代理人を選任したときは、その者の氏名、住所及び職業

(6) 請求の年月日

3 審査申立書の記載事項に変更を生じた場合には、申立者は、前項の例によりそのつど、その旨速やかに審査会に届け出なければならない。

（第3者の行為による災害についての届出）

第 50 条 補償の原因である災害が第 3 者の行為によって生じたときは、補償を受けるべき者は、その事実、第 3 者の氏名及び住所（第 3 者の氏名及び住所がわからないときは、その旨）並びに被害状況を、遅滞なく、当該組合市町村の長を経由して管理者に届け出なければならない。

（旅費の支給）

第 51 条 条例第 88 条第 1 項の規定により出頭した者に対する旅費の支給については、岡山県市町村総合事務組合職員の旅費に関する条例（平成 17 年条例第 16 号）の例により支給するものとする。

（審査の申立ての教示）

第 51 条の 2 管理者は、条例又は本規則に基づく補償に関する通知をするときは、第 49 条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

（公署の長の助力等）

第 52 条 補償及び福祉事業を受けるべき者が、事故その他の理由により、みずから補償の請求及び福祉事業の申請その他の手続きを行うことが困難である場合には、非常勤の職員等の勤務する組合市町村の長は、その手続きを行うことができるように助力しなければならない。

2 非常勤の職員等の勤務する組合市町村の長は、補償及び福祉事業を受けるべき者から補償及び福祉事業を受けるために必要な証明を求められた場合又は書類の提出があった場合は、速やかに措置しなければならない。

第 4 章 福利厚生を増進に関する給付等

（医療補助金及び家族医療補助金の支払）

第 53 条 医療補助金及び家族医療補助金の給付については、岡山県市町村職員共済組合の短期給付の資料に基づき給付する。

2 前項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による医療を受けることができる組合員については、医療補助金請求書（様式第 50 号）に領収書等を添付し、組合市町村の長を経て管理者に提出しなければならない。

（脱退還付金の請求）

第 54 条 脱退還付金の給付を受けようとする者は、脱退還付金請求書（様式第 48 号）に履歴書（様式第 9 号）を添付し、その者が脱退当時在職した組合市町村の長を経て管理者に提出しなければならない。ただし、履歴書については、退職手当の請求に添付する場合、当該履歴書の写しで代えることができるものとする。

（結婚祝金の請求）

第 55 条 結婚祝金の給付を受けようとする者は、結婚祝金請求書（様式第 49 号）を組合市町村の長を経て管理者に提出しなければならない。

第 56 条 削除

（弔慰金の請求）

第 57 条 弔慰金の給付を受けようとする者は、弔慰金請求書（様式第 51 号）を組合市町村の長

を経て管理者に提出しなければならない。

(災害見舞金の請求)

第 58 条 災害見舞金の給付を受けようとする者は、災害見舞金請求書(様式第 52 号)に消防署長、警察署長若しくは市町村長の発行する罹災証明書を添付し、組合市町村の長を経て管理者に提出しなければならない。

(出産祝金の請求)

第 59 条 出産祝金の給付を受けようとする者は、出産祝金請求書(様式第 53 号)を組合市町村の長を経て管理者に提出しなければならない。

2 第 3 子以降に係る出産祝金の給付を受けようとする者は、前項の出産祝金請求書に戸籍謄本を添付しなければならない。

(入学祝金の請求)

第 60 条 入学祝金の給付を受けようとする者は、入学祝金請求書(様式第 54 号)を組合市町村の長を経て管理者に提出しなければならない。

第 61 条 削除

(銀婚祝金の請求)

第 62 条 銀婚祝金の給付を受けようとする者は、銀婚祝金請求書(様式第 55 号)に戸籍抄本を添付し、組合市町村の長を経て管理者に提出しなければならない。

(就職祝金の請求)

第 63 条 就職祝金の給付を受けようとする者は、就職祝金請求書(様式第 56 号)を組合市町村の長を経て管理者に提出しなければならない。

(成人病検診補助金の支払)

第 64 条 成人病検診補助金の給付については、岡山市町村職員共済組合の短期人間ドック助成の資料に基づき給付する。

第 65 条 削除

第 66 条 削除

(保養施設利用補助金の請求)

第 67 条 保養施設利用補助金の給付を受けようとする者は、保養施設利用補助金(個人用)請求書(様式第 60 号)に保養施設宿泊証明書(個人用)(様式第 61 号)を添付し、組合市町村の長を経て管理者に提出しなければならない。

2 組合員が複数で保養施設を利用した場合の請求については、保養施設利用補助金(団体用)請求書(様式第 62 号)に、保養施設宿泊証明書(団体用)(様式第 63 号)を添付し、組合市町村の長を経て管理者に提出しなければならない。

第 68 条 削除

(介護休業補助金の請求)

第 69 条 介護休業補助金の給付を受けようとする者は、介護休業補助金請求書(様式第 65 号)

を組合市町村の長を経て管理者に提出しなければならない。

(給付金の送金)

第70条 第53条から第55条まで、第57条から第60条まで、第62条から第64条まで、第67条及び第69条の規定による給付金は、組合員が指定する岡山県市町村職員共済組合の登録された個人口座へ送金する。

2 前項の給付金の送金に当たっては、管理者は給付金送金通知書を作成し、組合市町村の長を経て当該組合員に送付する。

(貸付金の財源)

第71条 貸付金の財源は、貸付金元利収入及び一般会計からの繰入金より議会で決定された額をもって充てる。

(借受人の資格)

第72条 貸付を受けることができる者は、組合員として満6カ月以上勤続期間がなければならない。ただし、次の各号に該当するものはこの限りではない。

(1) 退職手当の算定の基礎となる勤続期間が満6カ月以上のもの。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定により採用されたものを除く。

(2) 特別職で引き続いて再度特別職となったもの。

(3) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣職員(以下「退職派遣職員」という。)が復職した場合、組合員としての通算勤続期間が満6カ月以上のもの。

(貸付の制限)

第73条 償還の確実性がないと認められる者は、貸付を受けることができない。

(貸付の利息計算等)

第74条 貸付利息は、貸付の日の属する月から貸付の終わる日の属する月までの期間について計算する。

2 貸付利息に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(貸付の申込)

第75条 貸付を受けようとする者は、貸付申込書(様式第67号)にそれぞれ所定事項を記入し、署名捺印のうえ組合市町村の長を経て管理者に提出しなければならない。

2 前項の申し込みは、貸受け希望月の5日及び希望月の前月20日(5日及び20日が土曜日、日曜日及び祝日の場合、その土曜日、日曜日及び祝日の前日)までに提出しなくてはならない。ただし、次条に規定する貸付金の額で貸付を受けようとする場合の申し込みは、貸付金の希望交付日の1月前(1月前の日が土曜日、日曜日及び祝日の場合、その土曜日、日曜日及び祝日の前日)までに提出しなければならない。

3 住宅貸付を受けようとする者は、第1項による申込書、印鑑証明書(貸付金額が300万円を超える場合に限る。)に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住宅の新築又は増改築の場合は、見積書、平面図及び住宅貸付対象物件明細書(様式第68

号)

(2) 住宅及び敷地の購入の場合は、売買契約書の写し及び住宅貸付対象物件明細書(様式第 68 号)

(3) 住宅の修繕の場合は、見積書

4 災害貸付を受けようとする者は、第 1 項及び第 3 項による書類のほか消防署長、警察署長若しくは市町村長の発行する罹災証明書を添付しなければならない。

5 前 4 項に掲げるもののほか、その他管理者が特に必要と認めた書類を提出しなければならない。

(条例第 110 条第 4 項に規定する貸付金の額)

第 75 条の 2 条例第 110 条第 4 項に規定する貸付金の額は、定年時の未償還元金が定年時の自己の都合による退職手当相当額の範囲内で貸付額照会申請書(様式第 66 号)の記載内容等により定める。

(条例第 110 条第 4 項に規定する貸付金の額での貸付)

第 75 条の 3 前条に規定する貸付金の額で貸付を受けようとする者は、前条に規定する貸付額照会申請書にそれぞれ所定事項を記入し、署名捺印のうえ組合市町村の長を経て貸付金の希望交付日の 2 月前(2 月前の日が土曜日、日曜日及び祝日の場合、その土曜日、日曜日及び祝日の前日)までに管理者に提出しなければならない。

2 前条の規定により定めた貸付金の額は、組合市町村の長を経て当該組合員に通知する。

3 前項の通知を受けた組合員は、第 75 条に規定する貸付の申込を行うことができる。

(貸付の決定)

第 76 条 管理者は、貸付申込書を受理したときは直ちにこれを審査のうえ、貸付の可否、金額等を決定し、組合市町村の長に貸付決定通知書(様式第 69 号)を送付しなければならない。

2 組合市町村の長は、前項の通知書を受けた時は、直ちにその旨を当該組合員に通知しなければならない。

(貸付金の送金)

第 77 条 貸付決定通知書を受けた組合員は、借用証書(様式第 70 号)を作成し、組合市町村の長を経て管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項により組合員から借用証書を受理したときは、速やかに組合員が指定する金融機関の個人口座へ振込むこととする。

3 貸付金の交付日は、毎月 2 回とし、その月の 1 日及び 15 日(1 日及び 15 日が土曜日、日曜日及び祝日の場合、その土曜日、日曜日及び祝日の翌日)とする。

(債権保全の措置)

第 78 条 組合は、貸付に係る債権を保全するため、保険業務を取扱う保険会社(以下「保険会社」という。)を選定し、その保険会社との間に貸付保険(以下「保険」という。)の契約を締結するものとする。

2 前項の保険の保険料は、組合が負担する。

(償還期間及び金額)

第79条 貸付金は別表第2に定めるところにより、償還しなければならない。

2 償還額は100円を単位として、端数の生じた額は最終月に調整する。

3 借受人は、第1項にかかわらず未償還金を一時に償還又は、10万円を単位に一部償還することができる。

4 借受人は、組合員の資格を失うか、退職手当の支給を受けたとき又は条例第94条及び岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例(平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第2号。以下「給付等特例条例」という。)第13条に規定する給付を受けたとき(一般職の組合員で引き続いて条例第94条及び給付等特例条例第13条を適用する一般職の組合員となった場合を除く。)は、直ちに未償還額を返済しなければならない。ただし、次の場合については、当該貸付の限りにおいて、組合員資格を維持するものとし、未償還額を引き続いて償還することができる。

(1) 退職派遣職員又は国家公務員(ただし、国家公務員として在職した後引き続き組合員となることを前提とする場合に限る。)となり組合員の資格を失ったとき。ただし、組合市町村の長の申し出があり、償還の手続を当該組合市町村が行う場合に限る。

(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定に基づく市町村の廃置分合(以下「市町村合併」という。)により所属組合市町村が組合を脱退し組合員の資格を失ったとき。ただし、償還の手続を市町村合併後の地方公共団体が行う場合に限る。

(3) 異動により一般財団法人岡山県教育職員互助組合の組合員となり、本組合員の資格を失ったとき。ただし、当該団体が承認し、償還の手続を組合市町村が行う場合に限る。

5 管理者は、貸付金が完済された場合、速やかに借用証書を組合市町村の長を経て借受人に返済しなければならない。

(償還の手続)

第80条 組合市町村の長は、その月分の償還額を毎月の給料を支払いする際、借受人の給与から控除しなければならない。

2 組合市町村の長は、組合から通知する貸付償還金通知書により当該償還額を取りまとめ、これを毎月末日までに組合の口座に振込まなければならない。

3 管理者は、借受人が前条第4項の規定により未償還額を返済する場合、当該未償還額の全部又は一部を組合が支給する退職手当及び給付金等から控除することができるものとする。

4 前条第4項第1号に規定する償還については、借受者が直接か又は派遣元の地方公共団体を經由して振込むか、いずれかの方法により毎月末日までに組合の口座へ振込まなければならない。

(新たな貸付)

第81条 既に組合より貸付を受けている者が、再び資金を必要とするとき(繰上償還を除く。)

は、貸付金の限度額から貸付金の未償還額を控除した額に相当する額の範囲内で、新たに貸付を受けることができる。

(普通貸付の借替)

第 81 条の 2 既に組合より条例第 110 条第 2 項に規定する普通貸付を受けている者が、再び普通貸付を受けようとするときは、前条の規定にかかわらず、既に受けている普通貸付金の未償還額を新たに受けようとする普通貸付金の額から差し引きして普通貸付を受けることができる。

(特例による貸付)

第 82 条 管理者は、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）のもとで異動し、他の互助団体から同種の貸付を受けていた者が組合員となった場合、その者が当該貸付金を返済するため資金を必要とするときは、貸付を行うことができる。この場合において必要な事項は、管理者が定める。

(体育大会)

第 83 条 体育大会に必要な事項は、実施要領で定める。

(文化体育振興費)

第 84 条 組合市町村の長は、文化体育振興費の交付を受けようとするときは、文化体育振興事業計画書（様式第 71 号）を管理者に提出しなければならない。

2 組合市町村の長は、文化体育振興事業が全て終了したときは、文化体育振興事業実績報告書（様式第 72 号）を当該年度までに、管理者に提出しなければならない。

(文化体育振興費の送金)

第 85 条 文化体育振興費は、組合市町村が指定する口座へ送金する。

(自治功労者記念品料)

第 86 条 自治功労者記念品料については、組合市町村の長から管理者あてに、自治功労者推せん調書（様式第 73 号）を提出しなければならない。

(自治功労者記念品料の送金)

第 87 条 自治功労者記念品料は、被表彰者が指定する岡山県市町村職員共済組合の登録された個人口座へ送金する。

(在職期間の通算)

第 88 条 自治功労者記念品料の交付に係る在職期間の通算は、全国町村会の自治功労者推せん要綱に基づくもののほか、条例第 112 条第 2 項に該当するものについては、組合市町村間の期間を通算する。

第 5 章 非常勤消防団員等の損害補償

(補償事由の発生報告)

第 89 条 組合市町村の長は、非常勤消防団員等について公務等により生じたと認められる災害が発生したときは、速やかに、消防団員等公務災害発生報告書（様式第 77 号）、災害発生確認書（様式第 78 号）及び管理者が必要と認める資料を提出しなければならない。

(認定及び通知)

第 90 条 管理者は、前条の報告を受けたときは、その災害が公務により生じたものであると認定したときは、非常勤消防団員等公務災害補償通知書(様式第 79 号)により補償を受けるべき者に当該組合市町村の長を経由して速やかに通知をしなければならない。

(補償費の請求)

第 91 条 条例第 119 条による損害補償の請求は、損害補償を受けようとする者が次の各号に掲げる支払関係書類を組合市町村の長を経由して管理者に提出しなければならない。

- (1) 損害補償費支払請求書(様式第 80 号)
- (2) 療養補償費内訳書(支払請求書の様式等に関する規程(昭和 49 年消防団員等公務災害補償等共済基金規程第 3 号)の規定による。以下次号から第 11 号まで、第 92 条、第 98 条、第 99 条及び第 100 条において同じ。)
- (3) 休業補償費内訳書
- (4) 傷病補償年金内訳書
- (5) 障害補償年金内訳書
- (6) 障害補償費内訳書
- (7) 障害補償費変更内訳書
- (8) 介護補償費内訳書
- (9) 遺族補償費内訳書
- (10) 葬祭補償費内訳書
- (11) 未支給の損害補償費内訳書

(添付書類)

第 92 条 前条第 1 号の支払請求書には、事故状況等証明書及び当該様式の注意事項に定める書類を、同条第 2 号から第 11 号までの支払関係書類には、当該様式の注意事項に定める書類を添付しなければならない。

(補償の支給方法)

第 93 条 管理者は、補償の請求書を受理した場合には、これを審査し、補償に関する決定を行い、組合市町村の長にその決定に関する通知をするとともに、補償を行わなければならない。

(所在不明による支給停止の申請等)

第 94 条 条例第 134 条第 1 項又は第 2 項の規定により遺族補償年金の支給停止又は支給の解除を申請する者は、遺族補償年金支給停止申請書(様式第 81 号)又は遺族補償年金支給停止解除申請書(様式第 82 号)を(遺族補償年金の支給停止の解除を申請する場合にあっては、これらの申請書及び年金証書)当該組合市町村を経由して管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請に基づき遺族補償年金の支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、当該申請を行った者に速やかに書面で当該組合市町村を経由してその旨を通知しなければならない。

(年金決定通知等)

第 95 条 管理者は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる損害補償」という。）の支払を決定したときは、年金たる補償の受給権者に対する年金証書（様式第 83 号）及び年金決定通知書（様式第 84 号）を、組合市町村の長を経由して受給権者に交付しなければならない。

2 前項の年金の額の改正を行ったときは、改正後の年金額を記載した年金額改定通知書（様式第 85 号）を組合市町村の長を経由して受給権者に交付しなければならない。

3 管理者は、既に交付した年金証書の年金額以外の記載事項を変更する必要性を生じた場合には、当該証書と引換えに新たな証書を組合市町村の長を経由して受給権者に交付しなければならない。

4 管理者は、必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

第 96 条 年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、再交付の請求書に亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した証書を添えて、証書の再交付を管理者に請求することができる。

2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、速やかにこれを管理者に返納しなければならない。

第 97 条 年金証書の交付を受けた者又はその遺族は、当該証書に係る年金たる補償を受ける権利が消滅した場合には、遅滞なく、当該年金証書を当該組合市町村の長を経由して管理者に返納しなければならない。

(定期報告書)

第 98 条 組合市町村の長は、毎年 2 月 1 日において、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の受給権者である者について、毎年 1 回、2 月 1 日から同月末日までの間に、傷病補償年金定期報告書、障害補償年金定期報告書又は遺族補償年金定期報告書を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者があらかじめその必要がないと認めて通知した場合はこの限りではない。

(療養の現状報告書)

第 99 条 療養補償に係る療養の開始後 1 年 6 月を経過した日において当該負傷又は疾病が治っていない者について、当該組合市町村の長は、同日後 1 月以内に、療養の現状報告書により、管理者に報告しなければならない。

2 管理者は当該組合市町村の長に対し、必要の都度、前項の報告を求めることができるものとする。

(届出)

第 100 条 組合市町村の長は、年金たる損害補償の受給権者が次の各号の一に該当するに至ったときは、遅滞なく年金に関する異動報告書を管理者に提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所に変更があったとき。

- (2) 傷病補償年金を受ける者にあつては次に掲げるとき。
 - ア その負傷又は疾病が治ったとき。
 - イ その障害の程度に変更があつたとき。
- (3) 障害補償年金を受ける者にあつては、その障害の程度に変更があつたとき。
- (4) 遺族補償年金を受ける者にあつては、次に掲げるとき。
 - ア 条例第 133 条第 1 項（同項第 1 号を除く。）の規定により、その者の遺族補償年金を受ける権利が消滅したとき。
 - イ その者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の数に増減を生じたとき。
 - ウ 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができる者が不在の場合において、その妻が 55 歳に達したとき（条例第 131 条第 1 項第 4 号に規定する障害の状態にあるときを除く。）又は条例第 131 条第 1 項第 4 号に規定する障害の状態になり若しくは事情がなくなつたとき（55 歳以上であるときを除く。）。
 - エ 条例第 134 条の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又はその停止が解除される事由が生じたとき。
- (5) 同一事由により支給されていた他の法律による年金の支給額に変更があつたとき。
- (6) 補償を受ける権利を有する者が死亡したとき。

2 前項の届出をする場合には、その事実を証明することができる書類その他の資料を同時に提出しなければならない。

（定数の報告）

第 101 条 組合市町村の長は、毎年 10 月 1 日現在における非常勤消防団員の定員数（様式第 86 号）を 10 月末日までに管理者へ報告しなければならない。

（第三者の行為による災害についての届出）

第 102 条 補償の原因である災害が第三者の行為によって生じたときは、補償を受けるべき者は、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨）並びに被害の状況を、遅滞なく組合市町村の長を経由して管理者に届け出なければならない。

（助力）

第 103 条 補償を受けるべき者が事故その他の事由により補償の請求その他の手続を行うことが困難であるときは、関係市町村の長又は消防団長はこれに助力しなければならない。

（損害補償費支払記録簿等）

第 104 条 管理者は、損害補償の支払等について支払記録簿を備え、所要の事項を記載して整理しなければならない。

第 6 章 非常勤消防団員の退職報償金の支給

（退職報償金の請求）

第 104 条の 2 組合市町村の長は、退職した非常勤消防団員が条例第 155 条の規定に該当すると認めるときは、速やかに退職報償金の支払請求関係書類を管理者に提出しなければならない。

2 前項の支払請求関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 退職報償金支払請求書（様式第 86 号の 2 及び様式第 86 号の 3）
- (2) 個人別調書（様式第 86 号の 4）
- (3) 退職報償金口座振込依頼書（様式第 86 号の 5）
- (4) 死亡退職にあつては、戸籍謄本等
- (5) 退職所得の受給に関する申告書
- (6) その他管理者が必要と認めた書類
（決定及び支給）

第 104 条の 3 管理者は、前条第 1 項の規定による請求を受けたときは、速やかに審査し、当該組合市町村の長及び退職報償金の支給を受けるべき者に対し、書面での審査結果に関する通知をするとともに、退職報償金を支給しなければならない。

（記録簿）

第 104 条の 4 管理者は、退職報償金の支給等について支給記録簿を備え、所要の事項を記載して整理しなければならない。

第 7 章 削除

第 105 条から第 111 条まで 削除

第 8 章 負担金等

（負担金及び拠出金等）

第 112 条 組合市町村は、条例第 171 条から第 173 条の規定による負担金及び拠出金並びに貸付償還額を負担金等明細書（様式第 74 号）に所定事項を記入のうえ、指定の銀行に納付するものとする。

2 条例第 171 条第 6 項の規定による年賦納付については、一時に納入することができないとき、その負担の事由が生じた年度を含め 3 ヶ年を限度として分割納付することができる。ただし、退職手当の支給を受けた日から 3 ヶ月を経過した日の属する月の翌月から利息は 0.1 パーセントとする。

3 前項の規定の適用を受けようとするときは、特別負担金分割納付申請書（様式第 75 号）を管理者に提出し、承認を得なければならない。

（準備積立金）

第 113 条 準備積立金は、組合市町村別に管理するものとする。

2 組合市町村の長は、準備積立金を特別負担金に充てようとするとき準備積立金処分申請書（様式第 76 号）を管理者に提出し、協議のうえ処分することができる。

（納付金額の算出方法）

第 114 条 組合に納付する納付金額の算出は次の各号によるものとする。

- (1) 組合市町村より他の組合市町村に転じ、又は就職、脱退、昇給のため日割計算で給料を受けた場合は、日割計算が行われないものとして支給されるべき給料月額とする。ただし、他の組合市町村に転じた場合は重複して納付しないものとする。
- (2) 休職、減俸その他の事由により一時的に給料を減額された場合においても本来給せられるべき給料額とする。
- (3) 月の途中で職員が脱退し、その月内に職員とならなかった者については、その月の負担金は納付しない。ただし、月の末日で脱退した者については納付する。
- (4) 月の途中で職員が脱退し、その月内に再び職員となった者については、その月の負担金は後職分のみを納付する。
- (5) 納付金に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

別表第1

<p>1 公務上の負傷に起因する疾病</p> <p>2 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 紫外線にさらされる業務に従事したため生じた前眼部疾患又は皮膚疾患 (2) 赤外線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患 (3) レーザー光線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患 (4) マイクロ波にさらされる業務に従事したため生じた白内障等の眼疾患 (5) 知事（市町村長）の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害 (6) 高压室内作業又は潜水作業に係る業務に従事したため生じた潜かん病又は潜水病 (7) 気圧の低い場所における業務に従事したため生じた高山病又は航空減圧症 (8) 暑熱な場所における業務に従事したため生じた熱中症 (9) 高熱物体を取り扱う業務に従事したため生じた熱傷 (10) 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務に従事したため生じた凍傷 (11) 著しい騒音を発する場所における業務に従事したため生じた難聴等の耳の疾患 (12) 超音波にさらされる業務に従事したため生じた手指等の組織え死 (13) (1)から(12)までに掲げるもののほか、物理的因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病 <p>3 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 重激な業務に従事したため生じた筋肉、けん、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱 (2) 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた腰痛
--

- (3) チェンソー、ブッシュクリーナー、削岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害
 - (4) 電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた後頭部、けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- 4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
- (1) 知事（市町村長）の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であって、知事（市町村長）が定めるもの
 - (2) ふっ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
 - (3) すず、鉱物油、漆、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患
 - (4) たん白分解酵素にさらされる業務に従事したため生じた皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
 - (5) 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務に従事したため生じたアレルギー性の鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
 - (6) 綿、亜麻等の粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた呼吸器疾患
 - (7) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚
 - (8) 空気中の酸素濃度の低い場所における業務に従事したため生じた酸素欠乏症
 - (9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- 5 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じたじん肺症又は知事（市町村長）の定めるじん肺の合併症
- 6 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
- (1) 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患
 - (2) 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務に従事したため生じたブルセラ症、炭そ病等の伝染性疾患
 - (3) 湿潤地における業務に従事したため生じたワイル病等のレプトスピラ症
 - (4) 屋外における業務に従事したため生じたつつが虫病
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

- 7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
- (1) ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
 - (2) ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
 - (3) 4-アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
 - (4) 4-ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
 - (5) ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
 - (6) ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
 - (7) ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
 - (8) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮腫
 - (9) ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病
 - (10) 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉腫又は肝細胞がん
 - (11) 3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
 - (12) オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん
 - (13) 1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん
 - (14) ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん
 - (15) 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病, 肺がん, 皮膚がん, 骨肉腫, 甲状腺がん, 多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫
 - (16) すず, 鉍物油, タール, ピッチ, アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん
 - (17) (1)から(16)までに掲げるもののほか, がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- 8 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症, 心筋梗塞, 心停止(心臓性突然死を含む。), 心室細動等の重症の不整脈, 重篤な心不全, 肺塞栓症, 大動脈解離, くも膜下出血, 脳出血, 脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病
- 9 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病
- 10 前各号に掲げるもののほか, 公務に起因することの明らかな疾病

別表第2

貸付金額, 償還回数及び償還額

1 普通貸付(年利1.96%)

貸付金額	短期償還		長期償還	
	償還回数	償還金額	償還回数	償還金額
100,000円	25回	4,100円	40回	2,600円

200,000	〃	8,200	〃	5,200
300,000	〃	12,300	〃	7,800
400,000	35	11,800	60	7,100
500,000	〃	14,800	〃	8,800
600,000	〃	17,700	〃	10,600
700,000	40	18,100	80	9,400
800,000	〃	20,700	〃	10,700
900,000	〃	23,300	〃	12,100
1,000,000	〃	25,900	〃	13,400
1,100,000	50	23,000	100	12,000
1,200,000	〃	25,100	〃	13,100
1,300,000	〃	27,100	〃	14,100
1,400,000	〃	29,200	〃	15,200
1,500,000	〃	31,300	〃	16,300
1,600,000	60	28,100	120	14,700
1,700,000	〃	29,800	〃	15,700
1,800,000	〃	31,600	〃	16,600
1,900,000	〃	33,300	〃	17,500
2,000,000	〃	35,100	〃	18,400
2,100,000	70	31,800	140	16,800
2,200,000	〃	33,300	〃	17,600
2,300,000	〃	34,800	〃	18,400
2,400,000	〃	36,400	〃	19,200
2,500,000	〃	37,900	〃	20,000
2,600,000	80	34,700	160	18,500
2,700,000	〃	36,100	〃	19,200
2,800,000	〃	37,400	〃	19,900
2,900,000	〃	38,700	〃	20,700
3,000,000	〃	40,100	〃	21,400

(短期・長期償還は申し込み時に借受人が選択します。)

2 住宅貸付 (年利 1.20%)

貸付金額	償還回数	毎月償還額	4月又は10月貸付		5月又は11月貸付		6月又は12月貸付		7月又は1月貸付		8月又は2月貸付		9月又は3月貸付	
			平常月償還額	賞与月償還額	平常月償還額	賞与月償還額	平常月償還額	賞与月償還額	平常月償還額	賞与月償還額	平常月償還額	賞与月償還額	平常月償還額	賞与月償還額
100,000円	40回	2,600円	1,900円	5,700円	1,900円	5,700円	2,000円	5,800円	2,000円	5,800円	1,900円	5,700円	1,900円	5,700円
200,000	〃	5,200	3,800	11,400	3,800	11,400	3,900	12,000	3,900	12,000	3,900	11,700	3,800	11,400

300,000	"	7,700	5,700	17,100	5,700	17,100	5,900	17,700	5,900	17,700	5,700	17,100	5,700	17,100
400,000	60	6,900	5,200	15,600	5,200	15,600	5,200	15,600	5,200	15,600	5,200	15,600	5,200	15,600
500,000	"	8,600	6,500	19,500	6,500	19,500	6,500	19,500	6,500	19,500	6,500	19,500	6,500	19,500
600,000	"	10,400	7,800	23,400	7,800	23,400	7,800	23,400	7,800	23,400	7,800	23,400	7,800	23,400
700,000	80	9,200	6,800	20,400	6,800	20,400	6,900	20,700	6,900	20,700	6,900	20,700	6,900	20,700
800,000	"	10,500	7,800	23,400	7,800	23,200	7,900	23,700	7,900	23,700	7,900	23,700	7,900	23,700
900,000	"	11,800	8,700	26,100	8,700	26,100	8,900	26,700	8,900	26,700	8,900	26,700	8,900	26,700
1,000,000	"	13,100	9,700	29,100	9,700	29,100	9,900	29,700	9,900	29,700	9,900	29,700	9,900	29,600
1,100,000	100	11,600	8,600	26,100	8,600	26,100	8,800	26,400	8,800	26,400	8,700	26,100	8,600	26,100
1,200,000	"	12,700	9,400	28,400	9,400	28,300	9,600	28,800	9,600	28,800	9,500	28,500	9,400	28,400
1,300,000	"	13,700	10,200	30,600	10,200	30,600	10,400	31,200	10,400	31,200	10,300	30,900	10,200	30,700
1,400,000	"	14,800	11,000	33,000	11,000	33,000	11,200	33,600	11,200	33,600	11,000	33,000	11,000	33,000
1,500,000	"	15,800	11,800	35,400	11,800	35,400	12,000	36,000	12,000	36,000	11,800	35,400	11,800	35,400
1,600,000	120	14,200	10,600	32,000	10,600	32,000	10,700	32,100	10,600	32,000	10,600	32,000	10,600	32,000
1,700,000	"	15,100	11,300	33,900	11,300	33,900	11,300	33,900	11,300	33,900	11,300	33,900	11,300	33,900
1,800,000	"	16,000	12,000	36,000	12,000	36,000	12,000	36,000	12,000	36,000	12,000	36,000	12,000	36,000
1,900,000	"	16,900	12,600	37,900	12,600	37,800	12,700	38,100	12,600	37,900	12,600	37,900	12,600	37,900
2,000,000	"	17,700	13,300	39,900	13,300	39,900	13,300	39,900	13,300	39,900	13,300	39,900	13,300	39,900
2,100,000	140	16,100	12,000	36,000	12,000	36,000	12,100	36,400	12,100	36,400	12,100	36,400	12,100	36,300
2,200,000	"	16,900	12,600	37,800	12,600	37,800	12,700	38,100	12,700	38,100	12,700	38,100	12,700	38,100
2,300,000	"	17,700	13,200	39,600	13,200	39,400	13,300	39,900	13,300	39,900	13,300	39,900	13,300	39,900
2,400,000	"	18,400	13,700	41,100	13,700	41,100	13,900	41,700	13,900	41,700	13,900	41,600	13,900	41,600
2,500,000	"	19,200	14,300	42,900	14,300	42,900	14,400	43,400	14,400	43,400	14,400	43,400	14,400	43,400
2,600,000	160	17,600	13,200	39,600	13,200	39,600	13,300	39,900	13,300	39,900	13,200	39,600	13,200	39,600
2,700,000	"	18,300	13,700	41,100	13,700	41,100	13,800	41,400	13,800	41,400	13,700	41,100	13,700	41,100
2,800,000	"	19,000	14,200	42,600	14,200	42,600	14,300	43,000	14,300	42,900	14,200	42,600	14,200	42,600
2,900,000	"	19,700	14,700	44,100	14,700	44,100	14,800	44,500	14,800	44,500	14,700	44,100	14,700	44,100
3,000,000	"	20,300	15,200	45,600	15,200	45,600	15,300	46,100	15,300	46,100	15,200	45,600	15,200	45,600
3,100,000	165	20,400	15,200	45,800	15,200	45,800	15,400	46,200	15,400	46,200	15,400	46,200	15,300	45,900
3,200,000	"	21,100	15,700	47,300	15,700	47,300	15,900	47,700	15,900	47,700	15,900	47,700	15,800	47,400
3,300,000	"	21,800	16,200	48,700	16,200	48,700	16,400	49,200	16,400	49,200	16,400	49,200	16,300	48,900
3,400,000	"	22,400	16,700	50,100	16,700	50,100	16,900	50,700	16,900	50,700	16,900	50,700	16,800	50,400
3,500,000	"	23,100	17,200	51,600	17,200	51,600	17,400	52,200	17,400	52,200	17,400	52,200	17,200	51,600
3,600,000	170	23,100	17,200	51,600	17,200	51,600	17,400	52,200	17,300	52,200	17,300	52,200	17,300	52,200
3,700,000	"	23,700	17,700	53,100	17,700	53,100	17,800	53,600	17,800	53,600	17,800	53,500	17,800	53,500
3,800,000	"	24,400	18,200	54,600	18,200	54,600	18,300	54,900	18,300	54,900	18,300	54,900	18,300	54,900
3,900,000	"	25,000	18,700	56,100	18,700	55,900	18,800	56,400	18,800	56,400	18,800	56,400	18,800	56,400
4,000,000	"	25,600	19,100	57,300	19,100	57,300	19,300	57,900	19,300	57,900	19,300	57,900	19,300	57,900
4,100,000	175	25,600	19,200	57,600	19,100	57,300	19,200	57,600	19,200	57,600	19,200	57,600	19,200	57,600
4,200,000	"	26,200	19,700	59,100	19,500	58,500	19,700	59,100	19,700	59,100	19,700	59,100	19,700	59,100
4,300,000	"	26,800	20,100	60,500	20,000	60,000	20,200	60,600	20,200	60,600	20,200	60,600	20,100	60,500
4,400,000	"	27,500	20,600	61,800	20,500	61,500	20,600	61,900	20,600	61,800	20,600	61,800	20,600	61,800
4,500,000	"	28,100	21,100	63,300	20,900	62,700	21,100	63,300	21,100	63,300	21,100	63,300	21,100	63,300
4,600,000	180	28,000	21,000	63,000	21,000	63,000	21,000	63,000	21,000	63,000	21,000	63,000	21,000	63,000
4,700,000	"	28,600	21,400	64,300	21,400	64,200	21,500	64,500	21,400	64,400	21,400	64,300	21,400	64,300
4,800,000	"	29,200	21,900	65,700	21,900	65,700	21,900	65,700	21,900	65,700	21,900	65,700	21,900	65,700
4,900,000	"	29,800	22,300	67,000	22,300	67,000	22,400	67,200	22,400	67,200	22,400	67,200	22,300	67,100
5,000,000	"	30,400	22,800	68,400	22,800	68,400	22,800	68,400	22,800	68,400	22,800	68,400	22,800	68,400
5,100,000	185	30,300	22,700	68,100	22,700	68,000	22,800	68,500	22,700	68,100	22,700	68,100	22,700	68,100
5,200,000	"	30,900	23,100	69,300	23,100	69,300	23,300	69,900	23,100	69,300	23,100	69,300	23,100	69,300
5,300,000	"	31,400	23,500	70,600	23,500	70,600	23,700	71,200	23,600	70,800	23,600	70,800	23,600	70,600
5,400,000	"	32,000	24,000	72,000	24,000	72,000	24,200	72,600	24,000	72,000	24,000	72,000	24,000	72,000
5,500,000	"	32,600	24,400	73,200	24,400	73,200	24,600	73,900	24,500	73,500	24,400	73,300	24,400	73,300
5,600,000	190	32,400	24,300	72,900	24,300	72,800	24,400	73,400	24,400	73,300	24,300	72,900	24,300	72,900
5,700,000	"	33,000	24,700	74,100	24,700	74,100	24,900	74,700	24,900	74,700	24,700	74,100	24,700	74,100
5,800,000	"	33,600	25,100	75,300	25,100	75,300	25,300	75,900	25,300	75,900	25,100	75,300	25,100	75,300
5,900,000	"	34,200	25,600	76,800	25,600	76,700	25,800	77,400	25,800	77,400	25,600	76,800	25,600	76,800
6,000,000	"	34,700	26,000	78,000	26,000	78,000	26,200	78,600	26,200	78,600	26,000	78,000	26,000	78,000
6,100,000	195	34,500	25,800	77,400	25,800	77,400	26,000	78,000	26,000	78,000	26,000	78,000	25,800	77,400
6,200,000	"	35,100	26,200	78,600	26,200	78,600	26,400	79,200	26,400	79,200	26,400	79,200	26,200	78,600
6,300,000	"	35,600	26,600	79,800	26,600	79,800	26,800	80,400	26,800	80,400	26,800	80,400	26,600	79,800
6,400,000	"	36,200	27,000	81,100	27,000	81,000	27,300	81,900	27,300	81,900	27,200	81,700	27,100	81,300

6,500,000	"	36,800	27,500	82,500	27,500	82,500	27,700	83,100	27,700	83,100	27,700	83,100	27,500	82,500
6,600,000	200	36,500	27,200	81,600	27,200	81,600	27,400	82,200	27,400	82,200	27,400	82,200	27,400	82,200
6,700,000	"	37,000	27,600	82,800	27,600	82,800	27,900	83,700	27,800	83,500	27,800	83,400	27,800	83,400
6,800,000	"	37,600	28,100	84,300	28,000	84,100	28,300	84,900	28,300	84,900	28,300	84,900	28,300	84,900
6,900,000	"	38,100	28,500	85,500	28,500	85,500	28,700	86,100	28,700	86,100	28,700	86,100	28,700	86,100
7,000,000	"	38,700	28,900	86,700	28,900	86,700	29,100	87,300	29,100	87,300	29,100	87,300	29,100	87,300
7,100,000	205	38,400	28,800	86,400	28,600	85,800	28,800	86,400	28,800	86,400	28,800	86,400	28,800	86,400
7,200,000	"	38,900	29,200	87,600	29,000	87,000	29,200	87,600	29,200	87,600	29,200	87,600	29,200	87,600
7,300,000	"	39,500	29,600	88,800	29,400	88,200	29,600	88,900	29,600	88,800	29,600	88,800	29,600	88,800
7,400,000	"	40,000	30,000	90,000	29,800	89,400	30,100	90,300	30,000	90,100	30,000	90,000	30,000	90,000
7,500,000	"	40,500	30,400	91,200	30,200	90,600	30,500	91,500	30,500	91,500	30,400	91,200	30,400	91,200
7,600,000	210	40,200	30,100	90,300	30,100	90,300	30,200	90,600	30,200	90,600	30,200	90,600	30,100	90,400
7,700,000	"	40,700	30,500	91,500	30,500	91,500	30,600	91,800	30,600	91,800	30,600	91,800	30,500	91,500
7,800,000	"	41,200	30,900	92,700	30,900	92,700	31,000	93,000	31,000	93,000	30,900	92,800	30,900	92,700
7,900,000	"	41,800	31,300	93,900	31,300	93,900	31,400	94,200	31,400	94,200	31,300	93,900	31,300	93,900
8,000,000	"	42,300	31,700	95,100	31,700	95,100	31,800	95,400	31,800	95,400	31,700	95,100	31,700	95,100
8,100,000	215	41,900	31,400	94,200	31,400	94,200	31,600	94,900	31,400	94,200	31,400	94,200	31,400	94,200
8,200,000	"	42,500	31,800	95,400	31,800	95,400	32,000	96,000	31,800	95,400	31,800	95,400	31,800	95,400
8,300,000	"	43,000	32,200	96,600	32,200	96,600	32,400	97,200	32,200	96,600	32,200	96,600	32,200	96,600
8,400,000	"	43,500	32,600	97,800	32,600	97,800	32,800	98,400	32,600	97,800	32,600	97,800	32,600	97,800
8,500,000	"	44,000	33,000	99,000	33,000	99,000	33,200	99,600	33,000	99,000	33,000	99,000	33,000	99,000
8,600,000	220	43,600	32,600	97,800	32,600	97,800	32,900	98,700	32,900	98,700	32,700	98,100	32,700	98,100
8,700,000	"	44,100	33,000	99,000	33,000	99,000	33,300	99,900	33,300	99,900	33,000	99,000	33,000	99,000
8,800,000	"	44,600	33,400	100,200	33,400	100,200	33,600	100,800	33,600	100,800	33,400	100,200	33,400	100,200
8,900,000	"	45,100	33,800	101,400	33,800	101,400	34,000	102,000	34,000	102,000	33,800	101,400	33,800	101,400
9,000,000	"	45,600	34,200	102,600	34,200	102,600	34,400	103,200	34,400	103,200	34,200	102,600	34,200	102,600
9,100,000	225	45,200	33,800	101,400	33,800	101,400	34,100	102,300	34,100	102,300	34,000	102,000	33,800	101,400
9,200,000	"	45,700	34,200	102,600	34,200	102,600	34,400	103,200	34,400	103,200	34,400	103,200	34,200	102,600
9,300,000	"	46,200	34,600	103,800	34,600	103,800	34,800	104,400	34,800	104,400	34,800	104,400	34,600	103,800
9,400,000	"	46,700	34,900	104,700	34,900	104,700	35,200	105,600	35,200	105,600	35,200	105,600	34,900	104,700
9,500,000	"	47,200	35,300	105,900	35,300	105,900	35,600	106,800	35,500	106,500	35,500	106,500	35,300	105,900
9,600,000	230	46,800	35,000	105,000	35,000	105,000	35,200	105,600	35,200	105,600	35,200	105,600	35,200	105,600
9,700,000	"	47,300	35,300	105,900	35,300	105,900	35,600	106,800	35,600	106,800	35,500	106,500	35,500	106,500
9,800,000	"	47,800	35,700	107,100	35,700	107,100	35,900	107,700	35,900	107,700	35,900	107,700	35,900	107,700
9,900,000	"	48,300	36,100	108,300	36,000	108,000	36,300	108,900	36,300	108,900	36,300	108,900	36,300	108,900
10,000,000	"	48,700	36,400	109,200	36,400	109,200	36,700	110,100	36,700	110,100	36,600	109,800	36,600	109,800
10,100,000	235	48,300	36,300	108,900	36,000	108,000	36,300	108,900	36,300	108,900	36,300	108,900	36,300	108,900
10,200,000	"	48,800	36,600	109,800	36,400	109,200	36,700	110,100	36,600	109,800	36,600	109,800	36,600	109,800
10,300,000	"	49,300	37,000	111,000	36,800	110,400	37,000	111,000	37,000	111,000	37,000	111,000	37,000	111,000
10,400,000	"	49,700	37,300	111,900	37,100	111,300	37,400	112,200	37,400	112,200	37,400	112,200	37,300	111,900
10,500,000	"	50,200	37,700	113,100	37,500	112,500	37,700	113,100	37,700	113,100	37,700	113,100	37,700	113,100
10,600,000	240	49,800	37,300	111,900	37,300	111,900	37,300	111,900	37,300	111,900	37,300	111,900	37,300	111,900
10,700,000	"	50,200	37,700	113,100	37,700	113,100	37,700	113,100	37,700	113,100	37,700	113,100	37,700	113,100
10,800,000	"	50,700	38,000	114,000	38,000	114,000	38,100	114,300	38,000	114,000	38,000	114,000	38,000	114,000
10,900,000	"	51,200	38,400	115,200	38,400	115,200	38,400	115,200	38,400	115,200	38,400	115,200	38,400	115,200
11,000,000	"	51,600	38,700	116,100	38,700	116,100	38,800	116,400	38,700	116,100	38,700	116,100	38,700	116,100
11,100,000	245	51,200	38,300	114,900	38,300	114,900	38,600	115,800	38,400	115,200	38,300	114,900	38,300	114,900
11,200,000	"	51,600	38,700	116,100	38,700	116,100	38,900	116,700	38,700	116,100	38,700	116,100	38,700	116,100
11,300,000	"	52,100	39,000	117,000	39,000	117,000	39,300	117,900	39,000	117,000	39,000	117,000	39,000	117,000
11,400,000	"	52,500	39,400	118,200	39,400	118,200	39,600	118,800	39,400	118,200	39,400	118,200	39,400	118,200
11,500,000	"	53,000	39,700	119,100	39,700	119,100	40,000	120,000	39,700	119,100	39,700	119,100	39,700	119,100
11,600,000	250	52,500	39,300	117,900	39,300	117,900	39,600	118,800	39,600	118,800	39,300	117,900	39,300	117,900
11,700,000	"	53,000	39,700	119,100	39,600	118,800	39,900	119,700	39,900	119,700	39,700	119,100	39,700	119,100
11,800,000	"	53,400	40,000	120,000	40,000	120,000	40,200	120,600	40,200	120,600	40,000	120,000	40,000	120,000
11,900,000	"	53,900	40,300	120,900	40,300	120,900	40,600	121,800	40,600	121,800	40,300	120,900	40,300	120,900
12,000,000	"	54,300	40,700	122,100	40,700	122,100	40,900	122,700	40,900	122,700	40,700	122,100	40,700	122,100
12,100,000	255	53,800	40,300	120,900	40,300	120,900	40,500	121,500	40,500	121,500	40,500	121,500	40,300	120,900
12,200,000	"	54,300	40,600	121,800	40,600	121,800	40,800	122,400	40,800	122,400	40,800	122,400	40,600	121,800
12,300,000	"	54,700	40,900	122,700	40,900	122,700	41,200	123,600	41,200	123,600	41,200	123,600	40,900	122,700
12,400,000	"	55,200	41,300	123,900	41,300	123,900	41,500	124,500	41,500	124,500	41,500	124,500	41,300	123,900
12,500,000	"	55,600	41,600	124,800	41,600	124,800	41,900	125,700	41,800	125,400	41,800	125,400	41,600	124,800
12,600,000	260	55,100	41,200	123,600	41,200	123,600	41,400	124,200	41,400	124,200	41,400	124,200	41,400	124,200

12,700,000	"	55,500	41,500	124,500	41,500	124,500	41,800	125,400	41,800	125,400	41,700	125,100	41,700	125,100
12,800,000	"	56,000	41,800	125,400	41,800	125,400	42,100	126,300	42,100	126,300	42,100	126,300	42,100	126,300
12,900,000	"	56,400	42,200	126,600	42,200	126,600	42,400	127,200	42,400	127,200	42,400	127,200	42,400	127,200
13,000,000	"	56,900	42,500	127,500	42,500	127,500	42,800	128,400	42,700	128,100	42,700	128,100	42,700	128,100
13,100,000	265	56,300	42,300	126,900	42,100	126,300	42,300	126,900	42,300	126,900	42,300	126,900	42,300	126,900
13,200,000	"	56,800	42,600	127,800	42,400	127,200	42,700	128,100	42,600	127,800	42,600	127,800	42,600	127,800
13,300,000	"	57,200	42,900	128,700	42,700	128,100	43,000	129,000	43,000	129,000	43,000	129,000	42,900	128,700
13,400,000	"	57,600	43,300	129,900	43,000	129,000	43,300	129,900	43,300	129,900	43,300	129,900	43,300	129,900
13,500,000	"	58,100	43,600	130,800	43,400	130,200	43,600	130,800	43,600	130,800	43,600	130,800	43,600	130,800
13,600,000	270	57,600	43,200	129,600	43,100	129,300	43,200	129,600	43,200	129,600	43,200	129,600	43,200	129,600
13,700,000	"	58,000	43,500	130,500	43,500	130,500	43,500	130,500	43,500	130,500	43,500	130,500	43,500	130,500
13,800,000	"	58,400	43,800	131,400	43,800	131,400	43,800	131,400	43,800	131,400	43,800	131,400	43,800	131,400
13,900,000	"	58,800	44,100	132,300	44,100	132,300	44,200	132,600	44,100	132,300	44,100	132,300	44,100	132,300
14,000,000	"	59,200	44,400	133,200	44,400	133,200	44,500	133,500	44,500	133,500	44,400	133,200	44,400	133,200
14,100,000	275	58,700	44,000	132,000	44,000	132,000	44,300	132,900	44,000	132,000	44,000	132,000	44,000	132,000
14,200,000	"	59,100	44,300	132,900	44,300	132,900	44,600	133,800	44,300	132,900	44,300	132,900	44,300	132,900
14,300,000	"	59,600	44,600	133,800	44,600	133,800	44,900	134,700	44,700	134,100	44,600	133,800	44,600	133,800
14,400,000	"	60,000	44,900	134,700	44,900	134,700	45,200	135,600	45,000	135,000	45,000	135,000	44,900	134,700
14,500,000	"	60,400	45,200	135,600	45,200	135,600	45,500	136,500	45,300	135,900	45,300	135,900	45,300	135,900
14,600,000	280	59,900	44,800	134,400	44,800	134,400	45,100	135,300	45,100	135,300	44,800	134,400	44,800	134,400
14,700,000	"	60,300	45,100	135,300	45,100	135,300	45,400	136,200	45,400	136,200	45,100	135,300	45,100	135,300
14,800,000	"	60,700	45,400	136,200	45,400	136,200	45,700	137,100	45,700	137,100	45,500	136,500	45,400	136,200
14,900,000	"	61,100	45,700	137,100	45,700	137,100	46,000	138,000	46,000	138,000	45,800	137,400	45,800	137,400
15,000,000	"	61,500	46,000	138,000	46,000	138,000	46,300	138,900	46,300	138,900	46,100	138,300	46,100	138,300
15,100,000	285	61,000	45,600	136,800	45,600	136,800	45,900	137,700	45,900	137,700	45,800	137,400	45,600	136,800
15,200,000	"	61,400	45,900	137,700	45,900	137,700	46,200	138,600	46,200	138,600	46,200	138,600	45,900	137,700
15,300,000	"	61,800	46,200	138,600	46,200	138,600	46,500	139,500	46,500	139,500	46,500	139,500	46,200	138,600
15,400,000	"	62,200	46,500	139,500	46,500	139,500	46,800	140,400	46,800	140,400	46,800	140,400	46,500	139,500
15,500,000	"	62,600	46,800	140,400	46,800	140,400	47,100	141,300	47,100	141,300	47,100	141,300	46,800	140,400
15,600,000	290	62,000	46,400	139,200	46,400	139,200	46,600	139,800	46,600	139,800	46,600	139,800	46,600	139,800
15,700,000	"	62,400	46,700	140,100	46,700	140,100	46,900	140,700	46,900	140,700	46,900	140,700	46,900	140,700
15,800,000	"	62,800	47,000	141,000	47,000	141,000	47,200	141,600	47,200	141,600	47,200	141,600	47,200	141,600
15,900,000	"	63,200	47,300	141,900	47,300	141,900	47,500	142,500	47,500	142,500	47,500	142,500	47,500	142,500
16,000,000	"	63,600	47,600	142,800	47,600	142,800	47,800	143,400	47,800	143,400	47,800	143,400	47,800	143,400
16,100,000	295	63,100	47,400	142,200	47,100	141,300	47,400	142,200	47,400	142,200	47,400	142,200	47,400	142,200
16,200,000	"	63,500	47,600	142,800	47,400	142,200	47,700	143,100	47,700	143,100	47,700	143,100	47,700	143,100
16,300,000	"	63,900	47,900	143,700	47,700	143,100	48,000	144,000	48,000	144,000	48,000	144,000	48,000	144,000
16,400,000	"	64,300	48,200	144,600	48,000	144,000	48,300	144,900	48,300	144,900	48,300	144,900	48,200	144,600
16,500,000	"	64,700	48,500	145,500	48,300	144,900	48,600	145,800	48,600	145,800	48,600	145,800	48,500	145,500
16,600,000	300	64,100	48,100	144,300	48,100	144,300	48,100	144,300	48,100	144,300	48,100	144,300	48,100	144,300
16,700,000	"	64,500	48,400	145,200	48,400	145,200	48,400	145,200	48,400	145,200	48,400	145,200	48,400	145,200
16,800,000	"	64,900	48,700	146,100	48,700	146,100	48,700	146,100	48,700	146,100	48,700	146,100	48,700	146,100
16,900,000	"	65,300	49,000	147,000	48,900	146,700	49,000	147,000	49,000	147,000	49,000	147,000	49,000	147,000
17,000,000	"	65,700	49,200	147,600	49,200	147,600	49,300	147,900	49,300	147,900	49,300	147,900	49,300	147,900
17,100,000	305	65,100	48,800	146,400	48,800	146,400	49,100	147,300	48,800	146,400	48,800	146,400	48,800	146,400
17,200,000	"	65,500	49,100	147,300	49,100	147,300	49,300	147,900	49,100	147,300	49,100	147,300	49,100	147,300
17,300,000	"	65,900	49,400	148,200	49,400	148,200	49,600	148,800	49,400	148,200	49,400	148,200	49,400	148,200
17,400,000	"	66,300	49,700	149,100	49,600	148,800	49,900	149,700	49,700	149,100	49,700	149,100	49,700	149,100
17,500,000	"	66,600	49,900	149,700	49,900	149,700	50,200	150,600	50,000	150,000	50,000	150,000	50,000	150,000
17,600,000	310	66,100	49,500	148,500	49,500	148,500	49,800	149,400	49,700	149,100	49,500	148,500	49,500	148,500
17,700,000	"	66,500	49,800	149,400	49,800	149,400	50,000	150,000	50,000	150,000	49,800	149,400	49,800	149,400
17,800,000	"	66,900	50,100	150,300	50,100	150,300	50,300	150,900	50,300	150,900	50,100	150,300	50,100	150,300
17,900,000	"	67,200	50,300	150,900	50,300	150,900	50,600	151,800	50,600	151,800	50,400	151,200	50,400	151,200
18,000,000	"	67,600	50,600	151,800	50,600	151,800	50,900	152,700	50,900	152,700	50,700	152,100	50,600	151,800
18,100,000	315	67,100	50,200	150,600	50,200	150,600	50,400	151,200	50,400	151,200	50,400	151,200	50,200	150,600
18,200,000	"	67,400	50,500	151,500	50,500	151,500	50,700	152,100	50,700	152,100	50,700	152,100	50,500	151,500
18,300,000	"	67,800	50,700	152,100	50,700	152,100	51,000	153,000	51,000	153,000	51,000	153,000	50,800	152,400
18,400,000	"	68,200	51,000	153,000	51,000	153,000	51,300	153,900	51,300	153,900	51,300	153,900	51,000	153,000
18,500,000	"	68,500	51,300	153,900	51,300	153,900	51,600	154,800	51,500	154,500	51,500	154,500	51,300	153,900
18,600,000	320	68,000	50,900	152,700	50,800	152,400	51,100	153,300	51,100	153,300	51,100	153,300	51,100	153,300
18,700,000	"	68,400	51,100	153,300	51,100	153,300	51,400	154,200	51,400	154,200	51,400	154,200	51,300	153,900
18,800,000	"	68,700	51,400	154,200	51,400	154,200	51,700	155,100	51,600	154,800	51,600	154,800	51,600	154,800

18,900,000	"	69,100	51,700	155,100	51,500	154,500	51,900	155,700	51,900	155,700	51,900	155,700	51,900	155,700
19,000,000	"	69,500	52,000	156,000	51,900	155,700	52,200	156,600	52,200	156,600	52,200	156,600	52,200	156,600
19,100,000	325	68,900	51,700	155,100	51,500	154,500	51,800	155,400	51,800	155,400	51,700	155,100	51,700	155,100
19,200,000	"	69,300	52,000	156,000	51,800	155,400	52,000	156,000	52,000	156,000	52,000	156,000	52,000	156,000
19,300,000	"	69,600	52,300	156,900	52,000	156,000	52,300	156,900	52,300	156,900	52,300	156,900	52,300	156,900
19,400,000	"	70,000	52,500	157,500	52,300	156,900	52,600	157,800	52,600	157,800	52,600	157,800	52,500	157,500
19,500,000	"	70,400	52,800	158,400	52,600	157,800	52,800	158,400	52,800	158,400	52,800	158,400	52,800	158,400
19,600,000	330	69,800	52,400	157,200	52,300	156,900	52,400	157,200	52,400	157,200	52,400	157,200	52,400	157,200
19,700,000	"	70,200	52,600	157,800	52,600	157,800	52,700	158,100	52,700	158,100	52,600	157,800	52,600	157,800
19,800,000	"	70,500	52,900	158,700	52,900	158,700	52,900	158,700	52,900	158,700	52,900	158,700	52,900	158,700
19,900,000	"	70,900	53,200	159,600	53,100	159,300	53,200	159,600	53,200	159,600	53,200	159,600	53,200	159,600
20,000,000	"	71,200	53,400	160,200	53,400	160,200	53,500	160,500	53,500	160,500	53,400	160,200	53,400	160,200
20,100,000	335	70,700	53,000	159,000	53,000	159,000	53,200	159,600	53,000	159,000	53,000	159,000	53,000	159,000
20,200,000	"	71,000	53,200	159,600	53,200	159,600	53,500	160,500	53,300	159,900	53,300	159,900	53,300	159,900
20,300,000	"	71,400	53,500	160,500	53,500	160,500	53,800	161,400	53,500	160,500	53,500	160,500	53,500	160,500
20,400,000	"	71,700	53,800	161,400	53,800	161,400	54,000	162,000	53,800	161,400	53,800	161,400	53,800	161,400
20,500,000	"	72,100	54,000	162,000	54,000	162,000	54,300	162,900	54,100	162,300	54,100	162,300	54,000	162,000
20,600,000	340	71,600	53,600	160,800	53,600	160,800	53,800	161,400	53,800	161,400	53,600	160,800	53,600	160,800
20,700,000	"	71,900	53,800	161,400	53,800	161,400	54,100	162,300	54,100	162,300	53,900	161,700	53,900	161,700
20,800,000	"	72,200	54,100	162,300	54,100	162,300	54,400	163,200	54,400	163,200	54,100	162,300	54,100	162,300
20,900,000	"	72,600	54,400	163,200	54,400	163,200	54,600	163,800	54,600	163,800	54,400	163,200	54,400	163,200
21,000,000	"	72,900	54,600	163,800	54,600	163,800	54,900	164,700	54,900	164,700	54,700	164,100	54,600	163,800
21,100,000	345	72,400	54,200	162,600	54,200	162,600	54,400	163,200	54,400	163,200	54,400	163,200	54,200	162,600
21,200,000	"	72,700	54,400	163,200	54,400	163,200	54,700	164,100	54,700	164,100	54,700	164,100	54,500	163,500
21,300,000	"	73,100	54,700	164,100	54,700	164,100	55,000	165,000	54,900	164,700	54,900	164,700	54,700	164,100
21,400,000	"	73,400	55,000	165,000	54,900	164,700	55,200	165,600	55,200	165,600	55,200	165,600	55,000	165,000
21,500,000	"	73,800	55,200	165,600	55,200	165,600	55,500	166,500	55,500	166,500	55,400	166,200	55,200	165,600
21,600,000	350	73,200	54,800	164,400	54,800	164,400	55,000	165,000	55,000	165,000	55,000	165,000	55,000	165,000
21,700,000	"	73,600	55,000	165,000	55,000	165,000	55,300	165,900	55,300	165,900	55,300	165,900	55,200	165,600
21,800,000	"	73,900	55,300	165,900	55,300	165,900	55,500	166,500	55,500	166,500	55,500	166,500	55,500	166,500
21,900,000	"	74,200	55,500	166,500	55,500	166,500	55,800	167,400	55,800	167,400	55,800	167,400	55,800	167,400
22,000,000	"	74,600	55,800	167,400	55,800	167,400	56,000	168,000	56,000	168,000	56,000	168,000	56,000	168,000
22,100,000	355	74,000	55,500	166,600	55,300	165,900	55,600	166,800	55,600	166,800	55,600	166,800	55,600	166,800
22,200,000	"	74,400	55,800	167,400	55,600	166,800	55,900	167,700	55,800	167,400	55,800	167,400	55,800	167,400
22,300,000	"	74,700	56,100	168,300	55,800	167,400	56,100	168,300	56,100	168,300	56,100	168,300	56,100	168,300
22,400,000	"	75,000	56,300	168,900	56,100	168,300	56,400	169,200	56,300	168,900	56,300	168,900	56,300	168,900
22,500,000	"	75,400	56,600	169,800	56,300	168,900	56,600	169,800	56,600	169,800	56,600	169,800	56,600	169,800
22,600,000	360	74,800	56,100	168,300	56,100	168,300	56,200	168,600	56,200	168,600	56,100	168,300	56,100	168,300
22,700,000	"	75,200	56,400	169,200	56,300	169,000	56,400	169,200	56,400	169,200	56,400	169,200	56,400	169,200
22,800,000	"	75,500	56,600	169,800	56,600	169,800	56,700	170,100	56,700	170,100	56,600	169,800	56,600	169,800
22,900,000	"	75,800	56,900	170,700	56,800	170,400	56,900	170,700	56,900	170,700	56,900	170,700	56,900	170,700
23,000,000	"	76,200	57,100	171,300	57,100	171,300	57,200	171,600	57,200	171,600	57,100	171,300	57,100	171,300
23,100,000	365	75,600	56,700	170,100	56,700	170,100	56,900	170,700	56,700	170,100	56,700	170,100	56,700	170,100
23,200,000	"	75,900	56,900	170,700	56,900	170,700	57,200	171,600	57,000	171,000	56,900	170,700	56,900	170,700
23,300,000	"	76,300	57,200	171,600	57,100	171,300	57,400	172,200	57,200	171,600	57,200	171,600	57,200	171,600
23,400,000	"	76,600	57,400	172,200	57,400	172,200	57,700	173,100	57,500	172,500	57,400	172,200	57,400	172,200
23,500,000	"	76,900	57,700	173,100	57,600	172,800	57,900	173,700	57,700	173,100	57,700	173,100	57,700	173,100
23,600,000	370	76,400	57,200	171,600	57,200	171,600	57,500	172,500	57,500	172,500	57,200	171,600	57,200	171,600
23,700,000	"	76,700	57,500	172,500	57,400	172,200	57,700	173,100	57,700	173,100	57,500	172,500	57,500	172,500
23,800,000	"	77,000	57,700	173,100	57,700	173,100	58,000	174,000	57,900	173,700	57,700	173,100	57,700	173,100
23,900,000	"	77,400	57,900	173,700	57,900	173,700	58,200	174,600	58,200	174,600	58,000	174,000	58,000	174,000
24,000,000	"	77,700	58,200	174,600	58,200	174,600	58,400	175,200	58,400	175,200	58,200	174,600	58,200	174,600
24,100,000	375	77,100	57,800	173,400	57,700	173,100	58,000	174,000	58,000	174,000	58,000	174,000	57,800	173,400
24,200,000	"	77,500	58,000	174,000	58,000	174,000	58,200	174,600	58,200	174,600	58,200	174,600	58,000	174,000
24,300,000	"	77,800	58,200	174,600	58,200	174,600	58,500	175,500	58,500	175,500	58,500	175,500	58,300	174,900
24,400,000	"	78,100	58,500	175,500	58,500	175,500	58,700	176,100	58,700	176,100	58,700	176,100	58,500	175,500
24,500,000	"	78,400	58,700	176,100	58,700	176,100	59,000	177,000	59,000	177,000	58,900	176,700	58,700	176,100
24,600,000	380	77,900	58,300	174,900	58,300	174,900	58,500	175,500	58,500	175,500	58,500	175,500	58,500	175,500
24,700,000	"	78,200	58,500	175,500	58,500	175,500	58,800	176,400	58,800	176,400	58,700	176,100	58,700	176,100
24,800,000	"	78,500	58,800	176,400	58,700	176,100	59,000	177,000	59,000	177,000	59,000	177,000	59,000	177,000
24,900,000	"	78,800	59,000	177,000	59,000	177,000	59,200	177,600	59,200	177,600	59,200	177,600	59,200	177,600
25,000,000	"	79,200	59,200	177,600	59,200	177,600	59,500	178,500	59,500	178,500	59,500	178,500	59,400	178,200

25,100,000	385	78,600	59,000	177,000	58,800	176,400	59,000	177,100	59,000	177,000	59,000	177,000	59,000	177,000
25,200,000	"	78,900	59,200	177,600	59,000	177,000	59,300	177,900	59,300	177,900	59,300	177,900	59,200	177,600
25,300,000	"	79,300	59,500	178,500	59,300	177,900	59,500	178,500	59,500	178,500	59,500	178,500	59,500	178,500
25,400,000	"	79,600	59,700	179,100	59,500	178,500	59,800	179,400	59,700	179,100	59,700	179,100	59,700	179,100
25,500,000	"	79,900	59,900	179,700	59,700	179,100	60,000	180,000	60,000	180,000	60,000	180,000	59,900	179,700
25,600,000	390	79,400	59,500	178,500	59,500	178,500	59,600	178,800	59,500	178,500	59,500	178,500	59,500	178,500
25,700,000	"	79,700	59,700	179,100	59,700	179,100	59,800	179,400	59,800	179,400	59,800	179,400	59,700	179,200
25,800,000	"	80,000	60,000	180,000	59,900	179,800	60,000	180,000	60,000	180,000	60,000	180,000	60,000	180,000
25,900,000	"	80,300	60,200	180,600	60,200	180,600	60,300	180,900	60,200	180,600	60,200	180,600	60,200	180,600
26,000,000	"	80,600	60,400	181,200	60,400	181,200	60,500	181,500	60,500	181,500	60,500	181,500	60,400	181,200
26,100,000	395	80,100	60,000	180,000	60,000	180,000	60,200	180,700	60,100	180,300	60,000	180,000	60,000	180,000
26,200,000	"	80,400	60,200	180,600	60,200	180,600	60,500	181,500	60,300	180,900	60,300	180,900	60,200	180,700
26,300,000	"	80,700	60,500	181,500	60,400	181,300	60,700	182,100	60,500	181,500	60,500	181,500	60,500	181,500
26,400,000	"	81,000	60,700	182,100	60,700	182,100	60,900	182,700	60,700	182,100	60,700	182,100	60,700	182,100
26,500,000	"	81,300	60,900	182,700	60,900	182,700	61,200	183,600	61,000	183,000	61,000	183,000	60,900	182,700
26,600,000	400	80,800	60,500	181,500	60,500	181,500	60,700	182,100	60,700	182,100	60,500	181,500	60,500	181,500
26,700,000	"	81,100	60,700	182,100	60,700	182,100	61,000	183,000	61,000	183,000	60,800	182,400	60,700	182,100
26,800,000	"	81,400	61,000	183,000	60,900	182,700	61,200	183,600	61,200	183,600	61,000	183,000	61,000	183,000
26,900,000	"	81,700	61,200	183,600	61,200	183,600	61,400	184,200	61,400	184,200	61,200	183,600	61,200	183,600
27,000,000	"	82,000	61,400	184,200	61,400	184,200	61,700	185,100	61,600	184,800	61,400	184,200	61,400	184,200
27,100,000	405	81,500	61,000	183,000	61,000	183,000	61,200	183,600	61,200	183,600	61,200	183,600	61,000	183,000
27,200,000	"	81,800	61,200	183,600	61,200	183,600	61,500	184,500	61,400	184,200	61,400	184,200	61,200	183,600
27,300,000	"	82,100	61,400	184,200	61,400	184,200	61,700	185,100	61,700	185,100	61,700	185,100	61,500	184,500
27,400,000	"	82,400	61,700	185,100	61,600	184,900	61,900	185,700	61,900	185,700	61,900	185,700	61,700	185,100
27,500,000	"	82,700	61,900	185,700	61,900	185,700	62,100	186,300	62,100	186,300	62,100	186,300	61,900	185,700
27,600,000	410	82,100	61,500	184,500	61,400	184,300	61,700	185,100	61,700	185,100	61,700	185,100	61,700	185,100
27,700,000	"	82,400	61,700	185,100	61,700	185,100	61,900	185,700	61,900	185,700	61,900	185,700	61,900	185,700
27,800,000	"	82,700	61,900	185,700	61,900	185,700	62,200	186,600	62,100	186,300	62,100	186,300	62,100	186,300
27,900,000	"	83,000	62,100	186,300	62,100	186,300	62,400	187,200	62,400	187,200	62,300	187,000	62,300	186,900
28,000,000	"	83,300	62,400	187,200	62,300	186,900	62,600	187,800	62,600	187,800	62,600	187,800	62,600	187,800
28,100,000	415	82,800	62,100	186,300	61,900	185,700	62,200	186,600	62,200	186,600	62,200	186,600	62,100	186,300
28,200,000	"	83,100	62,300	186,900	62,200	186,600	62,400	187,200	62,400	187,200	62,400	187,200	62,400	187,200
28,300,000	"	83,400	62,600	187,800	62,400	187,200	62,600	187,800	62,600	187,800	62,600	187,800	62,600	187,800
28,400,000	"	83,700	62,800	188,400	62,600	187,800	62,800	188,500	62,800	188,400	62,800	188,400	62,800	188,400
28,500,000	"	84,000	63,000	189,000	62,800	188,400	63,100	189,300	63,100	189,300	63,000	189,000	63,000	189,000
28,600,000	420	83,500	62,600	187,800	62,600	187,800	62,700	188,100	62,600	187,800	62,600	187,800	62,600	187,800
28,700,000	"	83,800	62,800	188,400	62,800	188,400	62,900	188,700	62,900	188,700	62,800	188,400	62,800	188,400
28,800,000	"	84,100	63,000	189,000	63,000	189,000	63,100	189,300	63,100	189,300	63,100	189,300	63,000	189,000
28,900,000	"	84,400	63,200	189,700	63,200	189,600	63,300	189,900	63,300	189,900	63,300	189,900	63,300	189,900
29,000,000	"	84,600	63,500	190,500	63,400	190,300	63,500	190,500	63,500	190,500	63,500	190,500	63,500	190,500
29,100,000	425	84,100	63,000	189,100	63,000	189,000	63,300	189,900	63,100	189,300	63,100	189,300	63,100	189,300
29,200,000	"	84,400	63,300	189,900	63,200	189,700	63,500	190,500	63,300	189,900	63,300	189,900	63,300	189,900
29,300,000	"	84,700	63,500	190,500	63,500	190,500	63,700	191,100	63,500	190,500	63,500	190,500	63,500	190,500
29,400,000	"	85,000	63,700	191,100	63,700	191,100	63,900	191,800	63,800	191,400	63,700	191,100	63,700	191,100
29,500,000	"	85,300	63,900	191,700	63,900	191,700	64,200	192,600	64,000	192,000	63,900	191,800	63,900	191,700
29,600,000	430	84,800	63,500	190,500	63,500	190,500	63,700	191,200	63,700	191,100	63,500	190,500	63,500	190,500
29,700,000	"	85,100	63,700	191,100	63,700	191,100	64,000	192,000	63,900	191,800	63,800	191,400	63,700	191,100
29,800,000	"	85,400	63,900	191,700	63,900	191,700	64,200	192,600	64,200	192,600	64,000	192,000	63,900	191,800
29,900,000	"	85,600	64,100	192,400	64,100	192,300	64,400	193,200	64,400	193,200	64,200	192,600	64,200	192,600
30,000,000	"	85,900	64,400	193,200	64,300	193,000	64,600	193,800	64,600	193,800	64,400	193,200	64,400	193,200

(毎月償還・平常月及び賞与償還は申し込み時に借受人が選択します。)

3 災害貸付 (年利 0.94%)

貸付金額	償還回数	毎月償還額	4月又は10月貸付		5月又は11月貸付		6月又は12月貸付		7月又は1月貸付		8月又は2月貸付		9月又は3月貸付	
			平常月償還額	賞与月償還額	平常月償還額	賞与月償還額	平常月償還額	賞与月償還額	平常月償還額	賞与月償還額	平常月償還額	賞与月償還額	平常月償還額	賞与月償還額
100,000円	40回	2,600円	1,900円	5,700円	1,900円	5,700円	1,900円	5,700円	1,900円	5,700円	1,900円	5,700円	1,900円	5,700円
200,000	"	5,100	3,800	11,400	3,800	11,400	3,900	11,700	3,900	11,700	3,800	11,400	3,800	11,400
300,000	"	7,700	5,700	17,100	5,700	17,100	5,900	17,700	5,900	17,700	5,700	17,100	5,700	17,100
400,000	60	6,900	5,100	15,300	5,100	15,300	5,200	15,600	5,100	15,300	5,100	15,300	5,100	15,300
500,000	"	8,600	6,400	19,200	6,400	19,200	6,500	19,500	6,400	19,200	6,400	19,200	6,400	19,200
600,000	"	10,300	7,700	23,100	7,700	23,100	7,800	23,400	7,700	23,100	7,700	23,100	7,700	23,100

700,000	80	9,100	6,700	20,100	6,700	20,100	6,800	20,400	6,800	20,400	6,800	20,400	6,800	20,400
800,000	"	10,400	7,700	23,100	7,700	23,100	7,800	23,400	7,800	23,400	7,800	23,400	7,800	23,400
900,000	"	11,700	8,600	25,800	8,600	25,800	8,800	26,400	8,800	26,400	8,800	26,400	8,800	26,400
1,000,000	"	12,900	9,600	28,800	9,600	28,800	9,800	29,400	9,800	29,400	9,800	29,400	9,800	29,400
1,100,000	100	11,500	8,500	25,500	8,500	25,500	8,700	26,100	8,700	26,100	8,600	25,800	8,500	25,500
1,200,000	"	12,500	9,300	27,900	9,300	27,900	9,500	28,500	9,500	28,500	9,400	28,200	9,300	27,900
1,300,000	"	13,600	10,100	30,300	10,100	30,300	10,300	30,900	10,300	30,900	10,100	30,300	10,100	30,300
1,400,000	"	14,600	10,900	32,700	10,900	32,700	11,100	33,300	11,100	33,300	10,900	32,700	10,900	32,700
1,500,000	"	15,600	11,700	35,100	11,700	35,100	11,900	35,700	11,900	35,700	11,700	35,100	11,700	35,100
1,600,000	120	14,000	10,500	31,500	10,500	31,500	10,500	31,500	10,500	31,500	10,500	31,500	10,500	31,500
1,700,000	"	14,900	11,100	33,300	11,100	33,300	11,200	33,600	11,200	33,600	11,200	33,600	11,100	33,300
1,800,000	"	15,800	11,800	35,400	11,800	35,400	11,800	35,400	11,800	35,400	11,800	35,400	11,800	35,400
1,900,000	"	16,600	12,500	37,500	12,500	37,500	12,500	37,500	12,500	37,500	12,500	37,500	12,500	37,500
2,000,000	"	17,500	13,100	39,300	13,100	39,300	13,200	39,600	13,100	39,300	13,100	39,300	13,100	39,300
2,100,000	140	15,900	11,800	35,400	11,800	35,400	11,900	35,700	11,900	35,700	11,900	35,700	11,900	35,700
2,200,000	"	16,600	12,400	37,200	12,400	37,200	12,500	37,500	12,500	37,500	12,500	37,500	12,500	37,500
2,300,000	"	17,400	13,000	39,000	12,900	38,700	13,100	39,300	13,100	39,300	13,100	39,300	13,100	39,300
2,400,000	"	18,200	13,500	40,500	13,500	40,500	13,600	40,800	13,600	40,800	13,600	40,800	13,600	40,800
2,500,000	"	18,900	14,100	42,300	14,100	42,300	14,200	42,600	14,200	42,600	14,200	42,600	14,200	42,600
2,600,000	160	17,300	12,900	38,700	12,900	38,700	13,100	39,300	13,100	39,300	13,000	39,000	12,900	38,700
2,700,000	"	18,000	13,400	40,200	13,400	40,200	13,600	40,800	13,600	40,800	13,500	40,500	13,400	40,200
2,800,000	"	18,700	13,900	41,700	13,900	41,700	14,100	42,300	14,100	42,300	14,000	42,000	13,900	41,700
2,900,000	"	19,300	14,400	43,200	14,400	43,200	14,600	43,800	14,600	43,800	14,500	43,500	14,400	43,200
3,000,000	"	20,000	14,900	44,700	14,900	44,700	15,100	45,300	15,100	45,300	15,000	45,000	14,900	44,700
3,100,000	165	20,100	15,000	45,000	15,000	45,000	15,100	45,300	15,100	45,300	15,100	45,300	15,000	45,000
3,200,000	"	20,700	15,500	46,500	15,400	46,200	15,600	46,800	15,600	46,800	15,600	46,800	15,500	46,500
3,300,000	"	21,400	15,900	47,700	15,900	47,700	16,100	48,300	16,100	48,300	16,100	48,300	16,000	48,000
3,400,000	"	22,000	16,400	49,200	16,400	49,200	16,600	49,800	16,600	49,800	16,600	49,800	16,500	49,500
3,500,000	"	22,700	16,900	50,700	16,900	50,700	17,100	51,300	17,100	51,300	17,100	51,300	16,900	50,700
3,600,000	170	22,700	16,900	50,700	16,900	50,700	17,000	51,000	17,000	51,000	17,000	51,000	17,000	51,000
3,700,000	"	23,300	17,400	52,200	17,400	52,200	17,500	52,500	17,500	52,500	17,500	52,500	17,500	52,500
3,800,000	"	23,900	17,900	53,700	17,800	53,400	18,000	54,000	18,000	54,000	18,000	54,000	18,000	54,000
3,900,000	"	24,600	18,300	54,900	18,300	54,900	18,500	55,500	18,500	55,500	18,500	55,500	18,500	55,500
4,000,000	"	25,200	18,800	56,400	18,800	56,400	18,900	56,700	18,900	56,700	18,900	56,700	18,900	56,700
4,100,000	175	25,100	18,800	56,400	18,700	56,100	18,900	56,700	18,900	56,700	18,900	56,700	18,900	56,700
4,200,000	"	25,700	19,300	57,900	19,200	57,600	19,300	57,900	19,300	57,900	19,300	57,900	19,300	57,900
4,300,000	"	26,300	19,800	59,400	19,600	58,800	19,800	59,400	19,800	59,400	19,800	59,400	19,800	59,400
4,400,000	"	27,000	20,200	60,600	20,100	60,300	20,200	60,600	20,200	60,600	20,200	60,600	20,200	60,600
4,500,000	"	27,600	20,700	62,100	20,500	61,500	20,700	62,100	20,700	62,100	20,700	62,100	20,700	62,100
4,600,000	180	27,500	20,600	61,800	20,600	61,800	20,600	61,800	20,600	61,800	20,600	61,800	20,600	61,800
4,700,000	"	28,000	21,000	63,000	21,000	63,000	21,100	63,300	21,000	63,000	21,000	63,000	21,000	63,000
4,800,000	"	28,600	21,500	64,500	21,500	64,500	21,500	64,500	21,500	64,500	21,500	64,500	21,500	64,500
4,900,000	"	29,200	21,900	65,700	21,900	65,700	22,000	66,000	21,900	65,700	21,900	65,700	21,900	65,700
5,000,000	"	29,800	22,400	67,200	22,400	67,200	22,400	67,200	22,400	67,200	22,400	67,200	22,400	67,200
5,100,000	185	29,700	22,200	66,600	22,200	66,600	22,400	67,200	22,200	66,600	22,200	66,600	22,200	66,600
5,200,000	"	30,200	22,600	67,800	22,600	67,800	22,800	68,400	22,700	68,100	22,700	68,100	22,700	68,100
5,300,000	"	30,800	23,100	69,300	23,100	69,300	23,300	69,900	23,100	69,300	23,100	69,300	23,100	69,300
5,400,000	"	31,400	23,500	70,500	23,500	70,500	23,700	71,100	23,500	70,500	23,500	70,500	23,500	70,500
5,500,000	"	32,000	24,000	72,000	24,000	72,000	24,200	72,600	24,000	72,000	24,000	72,000	24,000	72,000
5,600,000	190	31,800	23,800	71,400	23,800	71,400	24,000	72,000	24,000	72,000	23,800	71,400	23,800	71,400
5,700,000	"	32,300	24,200	72,600	24,200	72,600	24,400	73,200	24,400	73,200	24,200	72,600	24,200	72,600
5,800,000	"	32,900	24,600	73,800	24,600	73,800	24,800	74,400	24,800	74,400	24,600	73,800	24,600	73,800
5,900,000	"	33,500	25,000	75,000	25,000	75,000	25,200	75,600	25,200	75,600	25,100	75,300	25,000	75,000
6,000,000	"	34,000	25,500	76,500	25,500	76,500	25,700	77,100	25,700	77,100	25,500	76,500	25,500	76,500
6,100,000	195	33,800	25,200	75,600	25,200	75,600	25,400	76,200	25,400	76,200	25,400	76,200	25,300	75,900
6,200,000	"	34,300	25,700	77,100	25,700	77,100	25,900	77,700	25,900	77,700	25,900	77,700	25,700	77,100
6,300,000	"	34,900	26,100	78,300	26,100	78,300	26,300	78,900	26,300	78,900	26,300	78,900	26,100	78,300
6,400,000	"	35,400	26,500	79,500	26,500	79,500	26,700	80,100	26,700	80,100	26,700	80,100	26,500	79,500
6,500,000	"	36,000	26,900	80,700	26,900	80,700	27,100	81,300	27,100	81,300	27,100	81,300	26,900	80,700
6,600,000	200	35,700	26,700	80,100	26,600	79,800	26,900	80,700	26,900	80,700	26,800	80,400	26,800	80,400
6,700,000	"	36,200	27,100	81,300	27,100	81,300	27,300	81,900	27,300	81,900	27,300	81,900	27,300	81,900
6,800,000	"	36,800	27,500	82,500	27,500	82,500	27,700	83,100	27,700	83,100	27,700	83,100	27,700	83,100

6,900,000	"	37,300	27,900	83,700	27,900	83,700	28,100	84,300	28,100	84,300	28,100	84,300	28,100	84,300
7,000,000	"	37,900	28,300	84,900	28,300	84,900	28,500	85,500	28,500	85,500	28,500	85,500	28,500	85,500
7,100,000	205	37,500	28,200	84,600	28,000	84,000	28,200	84,600	28,200	84,600	28,200	84,600	28,200	84,600
7,200,000	"	38,100	28,600	85,800	28,400	85,200	28,600	85,800	28,600	85,800	28,600	85,800	28,600	85,800
7,300,000	"	38,600	29,000	87,000	28,800	86,400	29,000	87,000	29,000	87,000	29,000	87,000	29,000	87,000
7,400,000	"	39,100	29,400	88,200	29,200	87,600	29,400	88,200	29,400	88,200	29,400	88,200	29,400	88,200
7,500,000	"	39,700	29,800	89,400	29,600	88,800	29,800	89,400	29,800	89,400	29,800	89,400	29,800	89,400
7,600,000	210	39,300	29,500	88,500	29,500	88,500	29,500	88,500	29,500	88,500	29,500	88,500	29,500	88,500
7,700,000	"	39,800	29,900	89,700	29,900	89,700	29,900	89,700	29,900	89,700	29,900	89,700	29,900	89,700
7,800,000	"	40,300	30,300	90,900	30,200	90,600	30,300	90,900	30,300	90,900	30,300	90,900	30,300	90,900
7,900,000	"	40,800	30,600	91,800	30,600	91,800	30,700	92,100	30,700	92,100	30,700	92,100	30,600	91,800
8,000,000	"	41,400	31,000	93,000	31,000	93,000	31,100	93,300	31,000	93,000	31,000	93,000	31,000	93,000
8,100,000	215	41,000	30,700	92,100	30,700	92,100	30,900	92,700	30,700	92,100	30,700	92,100	30,700	92,100
8,200,000	"	41,500	31,100	93,300	31,100	93,300	31,300	93,900	31,100	93,300	31,100	93,300	31,100	93,300
8,300,000	"	42,000	31,500	94,500	31,500	94,500	31,700	95,100	31,500	94,500	31,500	94,500	31,500	94,500
8,400,000	"	42,500	31,800	95,400	31,800	95,400	32,100	96,300	31,900	95,700	31,900	95,700	31,900	95,700
8,500,000	"	43,000	32,200	96,600	32,200	96,600	32,500	97,500	32,200	96,600	32,200	96,600	32,200	96,600
8,600,000	220	42,600	31,900	95,700	31,900	95,700	32,100	96,300	32,100	96,300	31,900	95,700	31,900	95,700
8,700,000	"	43,100	32,300	96,900	32,300	96,900	32,500	97,500	32,500	97,500	32,300	96,900	32,300	96,900
8,800,000	"	43,600	32,600	97,800	32,600	97,800	32,900	98,700	32,900	98,700	32,600	97,800	32,600	97,800
8,900,000	"	44,100	33,000	99,000	33,000	99,000	33,200	99,600	33,200	99,600	33,000	99,000	33,000	99,000
9,000,000	"	44,600	33,400	100,200	33,400	100,200	33,600	100,800	33,600	100,800	33,400	100,200	33,400	100,200
9,100,000	225	44,200	33,000	99,000	33,000	99,000	33,300	99,900	33,200	99,600	33,200	99,600	33,000	99,000
9,200,000	"	44,600	33,400	100,200	33,400	100,200	33,600	100,800	33,600	100,800	33,600	100,800	33,400	100,200
9,300,000	"	45,100	33,700	101,100	33,700	101,100	34,000	102,000	34,000	102,000	34,000	102,000	33,800	101,400
9,400,000	"	45,600	34,100	102,300	34,100	102,300	34,300	102,900	34,300	102,900	34,300	102,900	34,100	102,300
9,500,000	"	46,100	34,500	103,500	34,500	103,500	34,700	104,100	34,700	104,100	34,700	104,100	34,500	103,500
9,600,000	230	45,700	34,100	102,300	34,100	102,300	34,300	102,900	34,300	102,900	34,300	102,900	34,300	102,900
9,700,000	"	46,100	34,500	103,500	34,500	103,500	34,700	104,100	34,700	104,100	34,700	104,100	34,700	104,100
9,800,000	"	46,600	34,800	104,400	34,800	104,400	35,100	105,300	35,100	105,300	35,000	105,000	35,000	105,000
9,900,000	"	47,100	35,200	105,600	35,200	105,600	35,400	106,200	35,400	106,200	35,400	106,200	35,400	106,200
10,000,000	"	47,600	35,500	106,500	35,500	106,500	35,800	107,400	35,800	107,400	35,800	107,400	35,800	107,400
10,100,000	235	47,100	35,400	106,200	35,200	105,600	35,400	106,200	35,400	106,200	35,400	106,200	35,400	106,200
10,200,000	"	47,600	35,700	107,100	35,500	106,500	35,700	107,100	35,700	107,100	35,700	107,100	35,700	107,100
10,300,000	"	48,000	36,100	108,300	35,800	107,400	36,100	108,300	36,100	108,300	36,100	108,300	36,100	108,300
10,400,000	"	48,500	36,400	109,200	36,200	108,600	36,400	109,200	36,400	109,200	36,400	109,200	36,400	109,200
10,500,000	"	49,000	36,800	110,400	36,500	109,500	36,800	110,400	36,800	110,400	36,800	110,400	36,800	110,400
10,600,000	240	48,500	36,400	109,200	36,400	109,200	36,400	109,200	36,400	109,200	36,400	109,200	36,400	109,200
10,700,000	"	49,000	36,700	110,100	36,700	110,100	36,700	110,100	36,700	110,100	36,700	110,100	36,700	110,100
10,800,000	"	49,400	37,100	111,300	37,100	111,300	37,100	111,300	37,100	111,300	37,100	111,300	37,100	111,300
10,900,000	"	49,900	37,400	112,200	37,400	112,200	37,400	112,200	37,400	112,200	37,400	112,200	37,400	112,200
11,000,000	"	50,300	37,700	113,100	37,700	113,100	37,800	113,400	37,800	113,400	37,800	113,400	37,800	113,400
11,100,000	245	49,800	37,300	111,900	37,300	111,900	37,600	112,800	37,400	112,200	37,400	112,200	37,400	112,200
11,200,000	"	50,300	37,700	113,100	37,700	113,100	37,900	113,700	37,700	113,100	37,700	113,100	37,700	113,100
11,300,000	"	50,700	38,000	114,000	38,000	114,000	38,300	114,900	38,000	114,000	38,000	114,000	38,000	114,000
11,400,000	"	51,200	38,400	115,200	38,300	114,900	38,600	115,800	38,400	115,200	38,400	115,200	38,400	115,200
11,500,000	"	51,600	38,700	116,100	38,700	116,100	38,900	116,700	38,700	116,100	38,700	116,100	38,700	116,100
11,600,000	250	51,100	38,300	114,900	38,300	114,900	38,500	115,500	38,500	115,500	38,300	114,900	38,300	114,900
11,700,000	"	51,600	38,600	115,800	38,600	115,800	38,900	116,700	38,800	116,400	38,600	115,800	38,600	115,800
11,800,000	"	52,000	38,900	116,700	38,900	116,700	39,200	117,600	39,200	117,600	39,000	117,000	39,000	117,000
11,900,000	"	52,500	39,300	117,900	39,300	117,900	39,500	118,500	39,500	118,500	39,300	117,900	39,300	117,900
12,000,000	"	52,900	39,600	118,800	39,600	118,800	39,900	119,700	39,800	119,400	39,600	118,800	39,600	118,800
12,100,000	255	52,400	39,200	117,600	39,200	117,600	39,400	118,200	39,400	118,200	39,400	118,200	39,200	117,600
12,200,000	"	52,800	39,500	118,500	39,500	118,500	39,800	119,400	39,700	119,100	39,700	119,100	39,500	118,500
12,300,000	"	53,300	39,800	119,400	39,800	119,400	40,100	120,300	40,100	120,300	40,100	120,300	39,800	119,400
12,400,000	"	53,700	40,200	120,600	40,200	120,600	40,400	121,200	40,400	121,200	40,400	121,200	40,200	120,600
12,500,000	"	54,100	40,500	121,500	40,500	121,500	40,700	122,100	40,700	122,100	40,700	122,100	40,500	121,500
12,600,000	260	53,600	40,100	120,300	40,100	120,300	40,300	120,900	40,300	120,900	40,300	120,900	40,300	120,900
12,700,000	"	54,000	40,400	121,200	40,400	121,200	40,600	121,800	40,600	121,800	40,600	121,800	40,600	121,800
12,800,000	"	54,500	40,700	122,100	40,700	122,100	40,900	122,700	40,900	122,700	40,900	122,700	40,900	122,700
12,900,000	"	54,900	41,000	123,000	41,000	123,000	41,300	123,900	41,300	123,900	41,300	123,900	41,200	123,600
13,000,000	"	55,300	41,300	123,900	41,300	123,900	41,600	124,800	41,600	124,800	41,600	124,800	41,600	124,800

13,100,000	265	54,800	41,100	123,300	40,900	122,700	41,200	123,600	41,200	123,600	41,100	123,300	41,100	123,300
13,200,000	"	55,200	41,400	124,200	41,200	123,600	41,500	124,500	41,500	124,500	41,500	124,500	41,400	124,200
13,300,000	"	55,600	41,800	125,400	41,500	124,500	41,800	125,400	41,800	125,400	41,800	125,400	41,800	125,400
13,400,000	"	56,000	42,100	126,300	41,800	125,400	42,100	126,300	42,100	126,300	42,100	126,300	42,100	126,300
13,500,000	"	56,500	42,400	127,200	42,200	126,600	42,400	127,200	42,400	127,200	42,400	127,200	42,400	127,200
13,600,000	270	55,900	41,900	125,700	41,900	125,700	42,000	126,000	42,000	126,000	42,000	126,000	42,000	126,000
13,700,000	"	56,300	42,300	126,900	42,200	126,600	42,300	126,900	42,300	126,900	42,300	126,900	42,300	126,900
13,800,000	"	56,800	42,600	127,800	42,600	127,800	42,600	127,800	42,600	127,800	42,600	127,800	42,600	127,800
13,900,000	"	57,200	42,900	128,700	42,900	128,700	42,900	128,700	42,900	128,700	42,900	128,700	42,900	128,700
14,000,000	"	57,600	43,200	129,600	43,200	129,600	43,200	129,600	43,200	129,600	43,200	129,600	43,200	129,600
14,100,000	275	57,000	42,700	128,100	42,700	128,100	43,000	129,000	42,800	128,400	42,800	128,400	42,800	128,400
14,200,000	"	57,400	43,000	129,000	43,000	129,000	43,300	129,900	43,100	129,300	43,100	129,300	43,100	129,300
14,300,000	"	57,800	43,300	129,900	43,300	129,900	43,600	130,800	43,400	130,200	43,400	130,200	43,400	130,200
14,400,000	"	58,300	43,700	131,100	43,600	130,800	43,900	131,700	43,700	131,100	43,700	131,100	43,700	131,100
14,500,000	"	58,700	44,000	132,000	43,900	131,700	44,200	132,600	44,000	132,000	44,000	132,000	44,000	132,000
14,600,000	280	58,100	43,500	130,500	43,500	130,500	43,800	131,400	43,800	131,400	43,500	130,500	43,500	130,500
14,700,000	"	58,500	43,800	131,400	43,800	131,400	44,100	132,300	44,000	132,000	43,800	131,400	43,800	131,400
14,800,000	"	58,900	44,100	132,300	44,100	132,300	44,400	133,200	44,300	132,900	44,100	132,300	44,100	132,300
14,900,000	"	59,300	44,400	133,200	44,400	133,200	44,700	134,100	44,600	133,800	44,400	133,200	44,400	133,200
15,000,000	"	59,700	44,700	134,100	44,700	134,100	45,000	135,000	44,900	134,700	44,700	134,100	44,700	134,100
15,100,000	285	59,200	44,300	132,900	44,300	132,900	44,500	133,500	44,500	133,500	44,500	133,500	44,300	132,900
15,200,000	"	59,600	44,600	133,800	44,500	133,500	44,800	134,400	44,800	134,400	44,800	134,400	44,600	133,800
15,300,000	"	59,900	44,900	134,700	44,800	134,400	45,100	135,300	45,100	135,300	45,100	135,300	44,900	134,700
15,400,000	"	60,300	45,100	135,300	45,100	135,300	45,400	136,200	45,400	136,200	45,400	136,200	45,200	135,600
15,500,000	"	60,700	45,400	136,200	45,400	136,200	45,700	137,100	45,700	137,100	45,700	137,100	45,400	136,200
15,600,000	290	60,200	45,000	135,000	45,000	135,000	45,200	135,600	45,200	135,600	45,200	135,600	45,200	135,600
15,700,000	"	60,600	45,300	135,900	45,300	135,900	45,500	136,500	45,500	136,500	45,500	136,500	45,500	136,500
15,800,000	"	60,900	45,600	136,800	45,600	136,800	45,800	137,400	45,800	137,400	45,800	137,400	45,800	137,400
15,900,000	"	61,300	45,900	137,700	45,800	137,400	46,100	138,300	46,100	138,300	46,100	138,300	46,100	138,300
16,000,000	"	61,700	46,100	138,300	46,100	138,300	46,400	139,200	46,400	139,200	46,400	139,200	46,400	139,200
16,100,000	295	61,200	45,900	137,700	45,700	137,100	45,900	137,700	45,900	137,700	45,900	137,700	45,900	137,700
16,200,000	"	61,500	46,200	138,600	46,000	138,000	46,200	138,600	46,200	138,600	46,200	138,600	46,200	138,600
16,300,000	"	61,900	46,500	139,500	46,300	138,900	46,500	139,500	46,500	139,500	46,500	139,500	46,500	139,500
16,400,000	"	62,300	46,800	140,400	46,500	139,500	46,800	140,400	46,800	140,400	46,800	140,400	46,800	140,400
16,500,000	"	62,700	47,000	141,000	46,800	140,400	47,100	141,300	47,100	141,300	47,100	141,300	47,100	141,300
16,600,000	300	62,100	46,600	139,800	46,600	139,800	46,600	139,800	46,600	139,800	46,600	139,800	46,600	139,800
16,700,000	"	62,500	46,900	140,700	46,900	140,700	46,900	140,700	46,900	140,700	46,900	140,700	46,900	140,700
16,800,000	"	62,900	47,200	141,600	47,100	141,300	47,200	141,600	47,200	141,600	47,200	141,600	47,200	141,600
16,900,000	"	63,300	47,400	142,200	47,400	142,200	47,500	142,500	47,500	142,500	47,500	142,500	47,400	142,200
17,000,000	"	63,600	47,700	143,100	47,700	143,100	47,800	143,400	47,700	143,100	47,700	143,100	47,700	143,100
17,100,000	305	63,100	47,300	141,900	47,300	141,900	47,500	142,500	47,300	141,900	47,300	141,900	47,300	141,900
17,200,000	"	63,400	47,500	142,500	47,500	142,500	47,800	143,400	47,600	142,800	47,600	142,800	47,600	142,800
17,300,000	"	63,800	47,800	143,400	47,800	143,400	48,100	144,300	47,800	143,400	47,800	143,400	47,800	143,400
17,400,000	"	64,200	48,100	144,300	48,100	144,300	48,300	144,900	48,100	144,300	48,100	144,300	48,100	144,300
17,500,000	"	64,500	48,400	145,200	48,400	145,200	48,600	145,800	48,400	145,200	48,400	145,200	48,400	145,200
17,600,000	310	64,000	47,900	143,700	47,900	143,700	48,200	144,600	48,200	144,600	47,900	143,700	47,900	143,700
17,700,000	"	64,300	48,200	144,600	48,200	144,600	48,400	145,200	48,400	145,200	48,200	144,600	48,200	144,600
17,800,000	"	64,700	48,500	145,500	48,500	145,500	48,700	146,100	48,700	146,100	48,500	145,500	48,500	145,500
17,900,000	"	65,100	48,700	146,100	48,700	146,100	49,000	147,000	49,000	147,000	48,800	146,400	48,700	146,100
18,000,000	"	65,400	49,000	147,000	49,000	147,000	49,300	147,900	49,200	147,600	49,000	147,000	49,000	147,000
18,100,000	315	64,900	48,600	145,800	48,500	145,500	48,800	146,400	48,800	146,400	48,800	146,400	48,600	145,800
18,200,000	"	65,200	48,800	146,400	48,800	146,400	49,100	147,300	49,100	147,300	49,000	147,000	48,800	146,400
18,300,000	"	65,600	49,100	147,300	49,100	147,300	49,300	147,900	49,300	147,900	49,300	147,900	49,100	147,300
18,400,000	"	66,000	49,400	148,200	49,400	148,200	49,600	148,800	49,600	148,800	49,600	148,800	49,400	148,200
18,500,000	"	66,300	49,600	148,800	49,600	148,800	49,900	149,700	49,900	149,700	49,900	149,700	49,600	148,800
18,600,000	320	65,800	49,200	147,600	49,200	147,600	49,400	148,200	49,400	148,200	49,400	148,200	49,400	148,200
18,700,000	"	66,100	49,400	148,200	49,400	148,200	49,700	149,100	49,700	149,100	49,700	149,100	49,700	149,100
18,800,000	"	66,500	49,700	149,100	49,700	149,100	49,900	149,700	49,900	149,700	49,900	149,700	49,900	149,700
18,900,000	"	66,800	50,000	150,000	50,000	150,000	50,200	150,600	50,200	150,600	50,200	150,600	50,200	150,600
19,000,000	"	67,200	50,200	150,600	50,200	150,600	50,500	151,500	50,500	151,500	50,500	151,500	50,500	151,500
19,100,000	325	66,600	50,000	150,000	49,800	149,400	50,000	150,000	50,000	150,000	50,000	150,000	50,000	150,000
19,200,000	"	67,000	50,200	150,600	50,000	150,000	50,300	150,900	50,300	150,900	50,300	150,900	50,300	150,900

19,300,000	"	67,300	50,500	151,500	50,300	150,900	50,500	151,500	50,500	151,500	50,500	151,500	50,500	151,500
19,400,000	"	67,700	50,800	152,400	50,600	151,800	50,800	152,400	50,800	152,400	50,800	152,400	50,800	152,400
19,500,000	"	68,000	51,000	153,000	50,800	152,400	51,100	153,300	51,100	153,300	51,100	153,300	51,000	153,000
19,600,000	330	67,400	50,600	151,800	50,600	151,800	50,600	151,800	50,600	151,800	50,600	151,800	50,600	151,800
19,700,000	"	67,800	50,800	152,400	50,800	152,400	50,900	152,700	50,900	152,700	50,900	152,700	50,800	152,400
19,800,000	"	68,100	51,100	153,300	51,100	153,300	51,100	153,300	51,100	153,300	51,100	153,300	51,100	153,300
19,900,000	"	68,500	51,300	153,900	51,300	153,900	51,400	154,200	51,400	154,200	51,400	154,200	51,400	154,200
20,000,000	"	68,800	51,600	154,800	51,600	154,800	51,600	154,800	51,600	154,800	51,600	154,800	51,600	154,800
20,100,000	335	68,300	51,200	153,600	51,100	153,300	51,400	154,200	51,200	153,600	51,200	153,600	51,200	153,600
20,200,000	"	68,600	51,400	154,200	51,400	154,200	51,700	155,100	51,400	154,200	51,400	154,200	51,400	154,200
20,300,000	"	68,900	51,700	155,100	51,700	155,100	51,900	155,700	51,700	155,100	51,700	155,100	51,700	155,100
20,400,000	"	69,300	51,900	155,700	51,900	155,700	52,200	156,600	51,900	155,700	51,900	155,700	51,900	155,700
20,500,000	"	69,600	52,200	156,600	52,200	156,600	52,400	157,200	52,200	156,600	52,200	156,600	52,200	156,600
20,600,000	340	69,100	51,700	155,100	51,700	155,100	52,000	156,000	51,900	155,700	51,700	155,100	51,700	155,100
20,700,000	"	69,400	52,000	156,000	52,000	156,000	52,200	156,600	52,200	156,600	52,000	156,000	52,000	156,000
20,800,000	"	69,700	52,200	156,600	52,200	156,600	52,500	157,500	52,500	157,500	52,200	156,600	52,200	156,600
20,900,000	"	70,100	52,500	157,500	52,500	157,500	52,700	158,100	52,700	158,100	52,500	157,500	52,500	157,500
21,000,000	"	70,400	52,700	158,100	52,700	158,100	53,000	159,000	53,000	159,000	52,700	158,100	52,700	158,100
21,100,000	345	69,800	52,300	156,900	52,300	156,900	52,500	157,500	52,500	157,500	52,500	157,500	52,300	156,900
21,200,000	"	70,200	52,500	157,500	52,500	157,500	52,800	158,400	52,700	158,100	52,700	158,100	52,500	157,500
21,300,000	"	70,500	52,800	158,400	52,800	158,400	53,000	159,000	53,000	159,000	53,000	159,000	52,800	158,400
21,400,000	"	70,800	53,000	159,000	53,000	159,000	53,300	159,900	53,200	159,600	53,200	159,600	53,000	159,000
21,500,000	"	71,200	53,300	159,900	53,300	159,900	53,500	160,500	53,500	160,500	53,500	160,500	53,300	159,900
21,600,000	350	70,600	52,800	158,400	52,800	158,400	53,000	159,000	53,000	159,000	53,000	159,000	53,000	159,000
21,700,000	"	70,900	53,100	159,300	53,000	159,000	53,300	159,900	53,300	159,900	53,300	159,900	53,300	159,900
21,800,000	"	71,200	53,300	159,900	53,300	159,900	53,500	160,500	53,500	160,500	53,500	160,500	53,500	160,500
21,900,000	"	71,600	53,500	160,500	53,500	160,500	53,800	161,400	53,800	161,400	53,800	161,400	53,800	161,400
22,000,000	"	71,900	53,800	161,400	53,800	161,400	54,000	162,000	54,000	162,000	54,000	162,000	54,000	162,000
22,100,000	355	71,300	53,500	160,500	53,300	159,900	53,600	160,800	53,600	160,800	53,600	160,800	53,500	160,500
22,200,000	"	71,700	53,800	161,400	53,600	160,800	53,800	161,400	53,800	161,400	53,800	161,400	53,800	161,400
22,300,000	"	72,000	54,000	162,000	53,800	161,400	54,100	162,300	54,100	162,300	54,000	162,000	54,000	162,000
22,400,000	"	72,300	54,300	162,900	54,100	162,300	54,300	162,900	54,300	162,900	54,300	162,900	54,300	162,900
22,500,000	"	72,600	54,500	163,500	54,300	162,900	54,500	163,500	54,500	163,500	54,500	163,500	54,500	163,500
22,600,000	360	72,100	54,100	162,300	54,000	162,000	54,100	162,300	54,100	162,300	54,100	162,300	54,100	162,300
22,700,000	"	72,400	54,300	162,900	54,300	162,900	54,300	162,900	54,300	162,900	54,300	162,900	54,300	162,900
22,800,000	"	72,700	54,500	163,500	54,500	163,500	54,600	163,800	54,600	163,800	54,600	163,800	54,500	163,500
22,900,000	"	73,000	54,800	164,400	54,800	164,400	54,800	164,400	54,800	164,400	54,800	164,400	54,800	164,400
23,000,000	"	73,400	55,000	165,000	55,000	165,000	55,100	165,300	55,000	165,000	55,000	165,000	55,000	165,000
23,100,000	365	72,800	54,600	163,800	54,500	163,500	54,800	164,400	54,600	163,800	54,600	163,800	54,600	163,800
23,200,000	"	73,100	54,800	164,400	54,800	164,400	55,000	165,000	54,800	164,400	54,800	164,400	54,800	164,400
23,300,000	"	73,400	55,000	165,000	55,000	165,000	55,300	165,900	55,100	165,300	55,100	165,300	55,000	165,000
23,400,000	"	73,700	55,300	165,900	55,300	165,900	55,500	166,500	55,300	165,900	55,300	165,900	55,300	165,900
23,500,000	"	74,100	55,500	166,500	55,500	166,500	55,700	167,100	55,500	166,500	55,500	166,500	55,500	166,500
23,600,000	370	73,500	55,100	165,300	55,000	165,000	55,300	165,900	55,300	165,900	55,100	165,300	55,100	165,300
23,700,000	"	73,800	55,300	165,900	55,300	165,900	55,500	166,500	55,500	166,500	55,300	165,900	55,300	165,900
23,800,000	"	74,100	55,500	166,500	55,500	166,500	55,800	167,400	55,800	167,400	55,500	166,500	55,500	166,500
23,900,000	"	74,400	55,800	167,400	55,700	167,100	56,000	168,000	56,000	168,000	55,800	167,400	55,800	167,400
24,000,000	"	74,700	56,000	168,000	56,000	168,000	56,200	168,600	56,200	168,600	56,000	168,000	56,000	168,000
24,100,000	375	74,200	55,500	166,500	55,500	166,500	55,800	167,400	55,800	167,400	55,800	167,400	55,600	166,800
24,200,000	"	74,500	55,800	167,400	55,800	167,400	56,000	168,000	56,000	168,000	56,000	168,000	55,800	167,400
24,300,000	"	74,800	56,000	168,000	56,000	168,000	56,200	168,600	56,200	168,600	56,200	168,600	56,000	168,000
24,400,000	"	75,100	56,200	168,600	56,200	168,600	56,500	169,500	56,500	169,500	56,500	169,500	56,300	168,900
24,500,000	"	75,400	56,500	169,500	56,500	169,500	56,700	170,100	56,700	170,100	56,700	170,100	56,500	169,500
24,600,000	380	74,900	56,000	168,000	56,000	168,000	56,300	168,900	56,200	168,600	56,200	168,600	56,200	168,600
24,700,000	"	75,200	56,300	168,900	56,200	168,600	56,500	169,500	56,500	169,500	56,500	169,500	56,500	169,500
24,800,000	"	75,500	56,500	169,500	56,500	169,500	56,700	170,100	56,700	170,100	56,700	170,100	56,700	170,100
24,900,000	"	75,800	56,700	170,100	56,700	170,100	56,900	170,700	56,900	170,700	56,900	170,700	56,900	170,700
25,000,000	"	76,100	56,900	170,700	56,900	170,700	57,200	171,600	57,200	171,600	57,200	171,600	57,100	171,300
25,100,000	385	75,500	56,700	170,100	56,500	169,500	56,700	170,100	56,700	170,100	56,700	170,100	56,700	170,100
25,200,000	"	75,800	56,900	170,700	56,700	170,100	57,000	171,000	56,900	170,700	56,900	170,700	56,900	170,700
25,300,000	"	76,100	57,100	171,300	56,900	170,700	57,200	171,600	57,200	171,600	57,200	171,600	57,100	171,300
25,400,000	"	76,500	57,400	172,200	57,200	171,600	57,400	172,200	57,400	172,200	57,400	172,200	57,400	172,200

25,500,000	"	76,800	57,600	172,800	57,400	172,200	57,600	172,800	57,600	172,800	57,600	172,800	57,600	172,800
25,600,000	390	76,200	57,100	171,300	57,100	171,300	57,200	171,600	57,200	171,600	57,200	171,600	57,200	171,600
25,700,000	"	76,500	57,400	172,200	57,400	172,200	57,400	172,200	57,400	172,200	57,400	172,200	57,400	172,200
25,800,000	"	76,800	57,600	172,800	57,600	172,800	57,600	172,800	57,600	172,800	57,600	172,800	57,600	172,800
25,900,000	"	77,100	57,800	173,400	57,800	173,400	57,900	173,700	57,800	173,400	57,800	173,400	57,800	173,400
26,000,000	"	77,400	58,000	174,000	58,000	174,000	58,100	174,300	58,100	174,300	58,100	174,300	58,000	174,000
26,100,000	395	76,900	57,600	172,800	57,600	172,800	57,800	173,400	57,600	172,800	57,600	172,800	57,600	172,800
26,200,000	"	77,100	57,800	173,400	57,800	173,400	58,100	174,300	57,900	173,700	57,800	173,400	57,800	173,400
26,300,000	"	77,400	58,000	174,000	58,000	174,000	58,300	174,900	58,100	174,300	58,100	174,300	58,000	174,000
26,400,000	"	77,700	58,300	174,900	58,200	174,600	58,500	175,500	58,300	174,900	58,300	174,900	58,300	174,900
26,500,000	"	78,000	58,500	175,500	58,500	175,500	58,700	176,100	58,500	175,500	58,500	175,500	58,500	175,500
26,600,000	400	77,500	58,000	174,000	58,000	174,000	58,300	174,900	58,300	174,900	58,100	174,300	58,100	174,300
26,700,000	"	77,800	58,300	174,900	58,200	174,600	58,500	175,500	58,500	175,500	58,300	174,900	58,300	174,900
26,800,000	"	78,100	58,500	175,500	58,500	175,500	58,700	176,100	58,700	176,100	58,500	175,500	58,500	175,500
26,900,000	"	78,400	58,700	176,100	58,700	176,100	58,900	176,700	58,900	176,700	58,700	176,100	58,700	176,100
27,000,000	"	78,700	58,900	176,700	58,900	176,700	59,200	177,600	59,100	177,300	58,900	176,700	58,900	176,700
27,100,000	405	78,100	58,500	175,500	58,500	175,500	58,700	176,100	58,700	176,100	58,700	176,100	58,500	175,500
27,200,000	"	78,400	58,700	176,100	58,700	176,100	58,900	176,700	58,900	176,700	58,900	176,700	58,700	176,100
27,300,000	"	78,700	58,900	176,700	58,900	176,700	59,100	177,300	59,100	177,300	59,100	177,300	58,900	176,700
27,400,000	"	79,000	59,100	177,300	59,100	177,300	59,400	178,200	59,400	178,200	59,300	177,900	59,100	177,300
27,500,000	"	79,300	59,300	177,900	59,300	177,900	59,600	178,800	59,600	178,800	59,600	178,800	59,400	178,200
27,600,000	410	78,700	58,900	176,700	58,900	176,700	59,100	177,300	59,100	177,300	59,100	177,300	59,100	177,300
27,700,000	"	79,000	59,100	177,300	59,100	177,300	59,400	178,200	59,300	177,900	59,300	177,900	59,300	177,900
27,800,000	"	79,300	59,300	177,900	59,300	177,900	59,600	178,800	59,600	178,800	59,500	178,500	59,500	178,500
27,900,000	"	79,600	59,600	178,800	59,500	178,500	59,800	179,400	59,800	179,400	59,800	179,400	59,700	179,100
28,000,000	"	79,900	59,800	179,400	59,800	179,400	60,000	180,000	60,000	180,000	60,000	180,000	60,000	180,000
28,100,000	415	79,300	59,500	178,500	59,300	177,900	59,600	178,800	59,600	178,800	59,500	178,500	59,500	178,500
28,200,000	"	79,600	59,700	179,100	59,500	178,500	59,800	179,400	59,800	179,400	59,800	179,400	59,700	179,100
28,300,000	"	79,900	59,900	179,700	59,800	179,400	60,000	180,000	60,000	180,000	60,000	180,000	60,000	180,000
28,400,000	"	80,200	60,200	180,600	60,000	180,000	60,200	180,600	60,200	180,600	60,200	180,600	60,200	180,600
28,500,000	"	80,500	60,400	181,200	60,200	180,600	60,400	181,200	60,400	181,200	60,400	181,200	60,400	181,200
28,600,000	420	79,900	59,900	179,700	59,900	179,700	60,000	180,000	60,000	180,000	60,000	180,000	59,900	179,700
28,700,000	"	80,200	60,100	180,300	60,100	180,300	60,200	180,600	60,200	180,600	60,200	180,600	60,200	180,600
28,800,000	"	80,500	60,400	181,200	60,300	180,900	60,400	181,200	60,400	181,200	60,400	181,200	60,400	181,200
28,900,000	"	80,800	60,600	181,800	60,600	181,800	60,600	181,800	60,600	181,800	60,600	181,800	60,600	181,800
29,000,000	"	81,100	60,800	182,400	60,800	182,400	60,800	182,400	60,800	182,400	60,800	182,400	60,800	182,400
29,100,000	425	80,500	60,300	180,900	60,300	180,900	60,600	181,800	60,400	181,200	60,400	181,200	60,400	181,200
29,200,000	"	80,800	60,600	181,800	60,500	181,500	60,800	182,400	60,600	181,800	60,600	181,800	60,600	181,800
29,300,000	"	81,100	60,800	182,400	60,700	182,100	61,000	183,000	60,800	182,400	60,800	182,400	60,800	182,400
29,400,000	"	81,400	61,000	183,000	61,000	183,000	61,200	183,600	61,000	183,000	61,000	183,000	61,000	183,000
29,500,000	"	81,600	61,200	183,600	61,200	183,600	61,400	184,200	61,200	183,600	61,200	183,600	61,200	183,600
29,600,000	430	81,100	60,800	182,400	60,700	182,100	61,000	183,000	61,000	183,000	60,800	182,400	60,800	182,400
29,700,000	"	81,400	61,000	183,000	60,900	182,700	61,200	183,600	61,200	183,600	61,000	183,000	61,000	183,000
29,800,000	"	81,600	61,200	183,600	61,100	183,300	61,400	184,200	61,400	184,200	61,200	183,600	61,200	183,600
29,900,000	"	81,900	61,400	184,200	61,400	184,200	61,600	184,800	61,600	184,800	61,400	184,200	61,400	184,200
30,000,000	"	82,200	61,600	184,800	61,600	184,800	61,800	185,400	61,800	185,400	61,600	184,800	61,600	184,800

(毎月償還・平常月及び賞与償還は申し込み時に借受人が選択します。)

附 則 (平成 17 年 4 月 1 日規則第 2 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(特定退職者に関する暫定措置)

2 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則(昭和 50 年労働省令第 3 号)附則第 1 条の 4 に規定する離職の日に対応する期間内である者に係る第 22 条及び第 32 条の規定の適用については、第 22 条中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則(昭和 50 年労働省令第 3 号)附則第 1 条の 4 の規定により読み替えられた同規則第 36 条(各号列記以外の部分に限る。)

に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」と、第 32 条中「雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。

附 則（平成 18 年 3 月 28 日規則第 1 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 8 月 3 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年 3 月 28 日規則第 1 号）

この規則中第 1 条の規定は平成 19 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 9 月 28 日規則第 3 号）

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 25 日規則第 4 号）

- 1 この規則は、平成 19 年 12 月 25 日から施行する。ただし、第 25 条及び様式第 31 号の改正規定は日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）の施行の日から施行する。
- 2 傷病手当に相当する退職手当支給申請書は、当分の間、これに必要な事項記入し、使用することができる。

附 則（平成 20 年 7 月 1 日規則第 1 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規則の施行日前にされた岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則（平成 17 年岡山市町村総合事務組合規則第 2 号）第 28 条第 3 項の規定による申告並びに第 112 条第 3 項及び第 113 条第 2 項の規定による申請その他の行為は、この規則による申告、申請その他の行為とみなす。

附 則（平成 20 年 10 月 17 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 1 月 5 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 6 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 9 日規則第 3 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 8 月 31 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 26 日規則第 2 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則は、平成 25 年 4 月 1 日以後の貸付から適用し、同日前に貸付を行った貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 7 月 1 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 1 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 10 月 27 日規則第 2 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の様式第 20 号、様式第 27 号、様式第 28 号、様式第 29 号、様式第 30 号、様式第 31 号、様式第 33 号及び様式第 34 号は、当分の間、従前の様式のものによることができる。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日規則第 1 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則は、平成 27 年 7 月 1 日以後の貸付から適用する。

附 則（平成 27 年 6 月 26 日規則第 3 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則は、平成 27 年 7 月 1 日以後の貸付から適用する。

附 則（平成 27 年 11 月 27 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日規則第 2 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 28 日規則第 6 号）

- 1 この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使

用することができる。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日規則第 1 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日規則第 1 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成 30 年 10 月 24 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第 40 号及び様式第 41 号の注意事項 2 に係る規定は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 3 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 23 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 22 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする改正規定は令和元年 12 月 14 日から、第 72 条第 1 号にただし書を加える改正規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正前の岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第 2 条第 6 項に規定する共済加入者であった者に係る旧規則第 107 条に規定する共済見舞金の請求については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 10 月 23 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則附則第 2 項の規定は、令和 2 年 5 月 1 日以降に退職した者について適用する。

附 則（令和 4 年 2 月 22 日規則第 1 号）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日規則第 8 号）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則第 4 条の改正規定は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条の規定による改正前の岡山市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 4 年 10 月 24 日規則第 10 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和 4 年 7 月 1 日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則の規定による様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、新規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 5 年 2 月 10 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、令和 5 年 1 月 18 日から適用する。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日規則第 2 号）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 暫定再任用職員（岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例等の一部を改正する条例（令和 5 年岡山市町村総合事務組合条例第 1 号）附則第 2 項に規定する職員をいう。以下同じ。）に対する改正後の岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則第 72 条の規定の適用については、同条中「次の各号に該当するもの」とあるのは、「暫定再任用職員となったもの及び引き続いて暫定再任用職員となったもの」とする。

附 則（令和 7 年 3 月 28 日規則第 1 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 30 日規則第 1 号）

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。